

作成日：2015 年 11 月 7 日

大韓民国

特許庁の所在地：

Korean Intellectual Property Office (KIP0)
Government Complex-Daejeon Building 4, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu,
Daejeon 35208, Republic of Korea

TEL: 82-42-481-8637

FAX: 82-42-472-9314

E-mail: kipoicd@kipo.go.kr

Website: <http://www.kipo.go.kr>

目 次

〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 標章登録のための商品・サービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (8) 商標法条約 (TLT)
- (9) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (10) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (11) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (12) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日韓 PPH、PCT-PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/nikkan_highway_program.htm

3. 現地代理人の必要性有無

韓国に居所または事業拠点を有していない出願人は、現地代理人（登録弁理士、弁護士）を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

大韓弁理士会 (Korea Patent Attorneys Association)

1497-13 Seocho3-dong, Seocho-gu, Seoul, Korea 137-870

TEL: 82-2-3486-3486 FAX: 82-2-3486-3511

Email: kpaa@kpaa.or.kr

5. 出願言語

韓国語又は英語です。

6. その他関係団体

韓国発明振興会 (Korea Invention Promotion Association)

Korea Intellectual Property Service Center 647-9,

Yeoksam-Dong, Gangnam-Gu, Seoul, Korea CP0 Box: 135-980

TEL: 82-2-3459-2796 FAX: 82-2-3459-2819

Website: <http://www.kipa.org/>

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.kipris.or.kr>

http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp (英語サイト) でアクセスすることが可能です。

特許庁新興国等知財情報データベース

韓国特許審判院での特許/実用新案/商標/意匠の審決の調べ方

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/etc/306/>

特許制度

1. 現行法令について

韓国は 1946 年に特許法を創設し、1980 年にパリ条約に加盟し、1984 年 8 月 10 日から PCT による国際出願を受理するようになりました。

特許法は、今日まで度々改正されてまいりました。

以下では、2013 年度の改正法以降から今日までの改正法の主な内容について説明します。

(1) 2013 年 3 月 22 日及び 7 月 1 日施行の改正法の主な内容：

- ①分割・変更出願の場合の優先権証明書の提出時期の変更
- ②正当権利者による出願審査請求期間の緩和
- ③出願回復の機会の拡大
- ④手数料の返還対象の拡大
- ⑤新規性の規定内容の変更
- ⑥複数回の補正があった場合におけるその取扱いの変更

(2) 2015 年 1 月 1 日施行の改正法の主な内容：

- ①出願日認定要件から請求の範囲の記載の除外
- ②外国語書面出願制度の導入
- ③PCT 出願による外国語特許出願の補正の範囲
- ④PCT 出願による外国語特許出願の翻訳文提出特例期間の導入
- ⑤先の出願が PCT 出願による外国語特許出願の場合における拡大された先願の地位
- ⑥拒絶査定に対する再審査請求と拒絶査定不服審判の関係の明確化
- ⑦訂正審判請求の制限
- ⑧情報提供の時期の拡大

(3) 2015 年 7 月 29 日施行の改正法の主な内容：

- ①新規性喪失の例外の適用に関する手続き期間の拡大
- ②分割出願可能な時期の拡大

以上、改正法の内容については、出願から特許までの手続きの項目において説明します。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

2011 年 7 月 1 日施行の改正法により、明細書に背景技術の記載が義務付けられることとなりました。

2015 年 1 月 1 日施行の改正法により、明細書(必要な図面含む)の提出により、請求の範囲の記載がない場合でも、出願日が認定されることとなりました。但し、出願日又は優先日から 1 年 2 ヶ月以内に請求の範囲を提出する必要があります。

(3) 必要な図面 (Drawings) 及び要約書 (Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願と同時に提出できない場合には、出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

従来は、優先権証明書を提出しなければなりませんでした。韓国と日本の特許庁間で電子的書類交換システムの採用により、その提出が不要となりました。

(6) 優先権証明書の翻訳文

提出は不要です。

3. 料金表 (単位: 韓国ウォン (KRW) です。)

(1) 出願料金

① オンラインによる出願の場合	46,000
② 書面による出願の場合	66,000
用紙 20 頁を超える 1 頁当たり加算額	1,000

(2) 実体審査請求料金

① 基本料金	143,000
② 1 クレーム当たりの加算額	44,000

(3) 早期審査請求料金 200,000

(4) 再審査請求料金

① 基本料金	100,000
② 1 クレーム当たりの加算額	10,000

(5) 拒絶査定不服審判請求料金

① 基本料金	150,000
② 1 クレーム当たりの加算額	15,000

(6) 特許料

① 1～3 年度 (登録料) (3 年度分一括納付)	45,000
1 クレーム当たりの加算額 (3 年度分一括納付)	39,000
② 4～6 年度年金 (各年度当たり)	40,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	22,000
③ 7～9 年度年金 (各年度当たり)	100,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	38,000

④10～12 年度年金（各年度当たり）	240,000
1 クレーム当たり加算額(各年度当たり)	55,000
⑤13～15 年度年金（各年度当たり）	360,000
1 クレーム当たりの加算額(各年度当たり)	55,000
⑥16～25 年度年金（各年度当たり）	360,000
1 クレーム当たりの加算額(各年度当たり)	55,000

4. 料金減免制度について(存在する場合)

- (1)出願人すべてが個人の発明者または小規模企業であり、命令で定められた事実を証明する文書を提出すれば、企業規模に従い出願料・審査手数料及び最初の3年間の特許登録料について70%または50%の減額を受けることができます。
- (2)出願審査手数料は、EPO が国際調査報告を作成している場合には、10%減額されます。
- (3)韓国特許庁が国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合には、30%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から特許までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

(1)出願

- ①2015 年 1 月 1 日施行の改正法により、「請求の範囲」の記載がない出願の場合でも、出願日が認定されることになりました。

但し、出願日（又は優先日）から1年2ヶ月以内に請求の範囲を提出しなければなりません。

請求の範囲を提出しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

この改正法は、2015 年 1 月 1 日以降の出願について適用されます。

- ②2015 年 1 月 1 日施行の改正法により、外国語（英語）で出願が可能となりました。

但し、出願日（又は優先日）から1年2ヶ月以内に韓国語翻訳文を提出する

必要があり、提出しない場合出願は取下げられたものとみなされます。

この改正法も、2015 年 1 月 1 日以降の出願について適用されます。

(2) 審査手続

①出願書類が提出されると、「方式審査」が行われます。

②適法な特許出願は、特許出願の日から（優先権を主張した場合には、優先日から）1 年 6 ヶ月経過後に「出願公開」が行われます。

③先願主義の内容の変更

従来は、同一発明に係る先の出願（以下、先願）が拒絶された場合、後の出願（以下、後願）に係る出願もその先願の存在により特許を受けることはできませんでした。

その後の改正により、先願に係る出願が最終的に拒絶された場合、その出願は出願されなかったものとみなされる取扱いとなりました。

その結果として後願に係る出願は、先願が公開されていない場合には、その先願の存在により拒絶されないことになりました。

④出願された発明の新規性等の特許要件についての「実体審査」は、出願の日から 5 年以内に「出願審査の請求」をすることにより開始されます。

発明の定義や特許要件はわが国とほぼ同様で、発明は、新規性（Novelty）を有し、かつ進歩性（Inventive Step）を有し、産業上利用できるものでなければなりません。

【新規性の内容】

以下に該当する場合、発明は新規性を有しません。

(a) 出願日（又は優先日）前に、発明が韓国又は外国で、公知、又は使用されている場合

(b) 出願日（又は優先日）前に、発明が韓国又は外国で、配布された刊行物に記載されている場合、又は

(c) 大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用可能になっている場合

2013 年 7 月 1 日施行の改正法により、新規性の一部の規定が変更されました。即ち、電気通信回線の範囲の制限の撤廃です。

従前は、発明等が「大統領令が定める」電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった場合にのみ、先行技術に地位が与えられていました。

改正法により、「大統領令が定める」部分が削除されました。その結果として、通常の電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった発明についても、先行技術の地位を有することとなりました。

この規定は 2013 年 7 月 1 日以降の出願に適用されます。

【新規性喪失の規定の例外の適用】

以下の場合には、新規性の喪失の例外が適用されます。

- (a) 出願前 12 ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、発明が公開された場合
- (b) 出願前 12 ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公開された場合

【新規性喪失の規定の例外の適用を受けるための手続き】

- (a) 特許出願の際に、適用を受ける旨を主張すること
- (b) 特許出願の日から 30 日以内に証明書を提出すること

2015 年 7 月 29 日施行の改正法において、以下のように変更されました。

出願人が特許出願の際に、適用を受ける旨を主張しなかった場合においても、

(i) 補正可能な期間内に、又は

(ii) 特許査定書の受領日から 3 ヶ月、若しくは設定登録の日のうち早い期間内に、主張及び証明書を提出することができるようになりました。

なお、この規定は 2015 年 7 月 29 日以降に出願された韓国出願、2015 年 7 月 29 日以降の国際出願日を有する PCT 出願の韓国国内移行出願に適用されます。

- ⑤ 実体審査を受けるためには、出願日から 5 年以内に出願審査請求をする必要があります。

2013 年 7 月 1 日施行の改正法により、出願人の不責事由により審査請求や再審査請求ができる期間を遵守できなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内で、且つ当該期間満了日から 1 年以内に手続きをすれば、出願を回復できる旨の規定が導入されました。

更に、出願人の不責事由により、委任状の方式補正命令に対する補正や、手数料等の納付期限を徒過した場合の回復期間も従来の当該事由の消滅日から 14 日以内から、2 ヶ月以内に変更されました。

- ⑥ 実体審査の結果、審査官が拒絶理由を発見できない場合には特許査定が発行されます。その査定通知から 3 ヶ月以内に特許登録料を納付することにより特許権が特許庁の特許原簿に登録されて、特許権が発生します。

特許登録料は、1 年度から 3 年度年金を一括して納付しなければなりません。4 年度目以降は、毎年年金の納付が必要となります。

なお、猶予期間内（6 ヶ月以内）に特許登録料を納付できなかった場合に一定の条件下で特許権の回復を認める制度も導入されております。

- ⑦ 一方、審査の結果、拒絶すべき旨の理由が発見されると、その理由を明示した「拒絶理由通知書」が出願人に送られます。出願人はこの拒絶理由通知に対して、拒絶理由通知日から通常 2 ヶ月間拒絶理由を解消すべきその機会が与えられま

す。なお、この応答期間は請求により 4 ヶ月間延長することができます。
当該拒絶理由通知に対して、補正書等の提出により拒絶理由が解消されたと判断された場合には、出願は特許査定となります。

- ⑧一方、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。

なお、提出した補正書により拒絶理由は解消したが、当該補正により新規事項が追加された場合には、最後の拒絶理由通知が発行されます。

- ⑨拒絶査定を受けた出願人は、当該査定に不服な場合には再審査請求（2009 年 7 月 1 日以降の出願）又は拒絶査定不服審判を請求することができます。

(a) 再審査請求

拒絶査定を受けた場合、従来は更なる審査を受けるためには、必ず拒絶査定不服審判を請求し、請求日から 30 日以内に明細書等の補正をする必要がありました（所謂、審査前置制度です）。

ところが、2009 年 7 月 1 日施行の改正法により、この審査前置制度が廃止され新たに再審査請求制度が導入されました。

この制度の下、拒絶査定を受けた場合には、拒絶査定不服審判を請求せずに再審査を受けることができるようになりました。

なお、明細書等の補正は、再審査請求と同時にする必要があります。

再審査で拒絶理由を解消されれば、特許査定が発行されます。

一方、再審査で拒絶理由を解消できない場合には、再度拒絶査定となります。

なお、今後は拒絶査定前に拒絶理由通知を発行して出願人に補正の機会を与える予定とのことです。

拒絶査定された場合、査定謄本送達日から 30 日以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。但し、この場合は、明細書等の補正はできません。

(b) 拒絶査定不服審判の請求

拒絶査定を受けた場合その送達日から 30 日以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。

なお、この場合は明細書等の補正はできません。

当該審判請求後は、審理の結果により審査に差戻されるか、又は拒絶査定を維持する審決がなされます。

⑩補正

原則として、特許査定前に明細書等の補正をすることができます。

但し、拒絶理由通知を受けた場合には、

(a) 意見書を提出する指定期間内

(b) 更なる拒絶理由通知を受けた場合は、意見書を提出する指定期間内

(c)再審査を請求した場合（2009年7月1日以降の出願）は、その請求と同時に補正をすることができます。

【複数回の補正があった場合の補正の取り扱い】

最後の補正よりも前に行われた補正は、取下げられたものとみなされることになりました。

この改正の目的は、最後に補正された発明を明確にし、審査対象を特定するためとのことです。

この規定は、2013年7月1日以降の出願に適用されます。

【外国語書面出願の場合】

外国語書面出願の場合、従来は韓国語翻訳文に記載された範囲内で明細書等の補正が許可されておりましたが、改正により出願時における外国語書面に記載した範囲内（原文記載範囲）で、誤訳訂正をすることができるようになりました。

この規定は、2015年1月1日以降の出願に適用されます。

【PCT 出願による外国語特許出願の補正の範囲】

従来、明細書等の誤訳訂正は、韓国語翻訳文に記載された範囲内に制限されておりましたが、この度の改正により国際出願時の明細書等に記載された範囲内で、誤訳訂正が可能となりました。

この規定は、2015年1月1日以降の国際出願日を有する出願に適用されます。

⑪分割出願

従来は、最初の拒絶理由通知発行される前はいつでも、又は意見書提出期間内に、再審査請求と同時に、又拒絶査定不服審判請求と同時に、分割出願をすることができました。

【分割出願可能な時期の拡大】

この度の改正により、特許査定（Notice of Allowance）受領後においても分割出願することができるようになりました。具体的には、

(a)特許査定受領の日から3ヶ月以内、又は

(b)特許登録の日（Registration of Patent）のうちの早い方の期間内においても、分割出願が可能となりました。

この規定は、2015年7月29日以降に特許査定を受領した出願について適用されます。

⑫手数料返還対象

従来、出願後1ヶ月以内に出願人が出願を取下げた場合や、放棄した場合には、出願手数料及び審査請求料金が返還の対象とされていました。

【手数料返還対象の拡大】

この度の改正により、優先権主張手数料も返還の対象となりました。

この規定は、2013 年 7 月 1 日以降の出願に適用されます。

⑬早期審査及び優先審査

次の場合には、優先審査の対象となります。

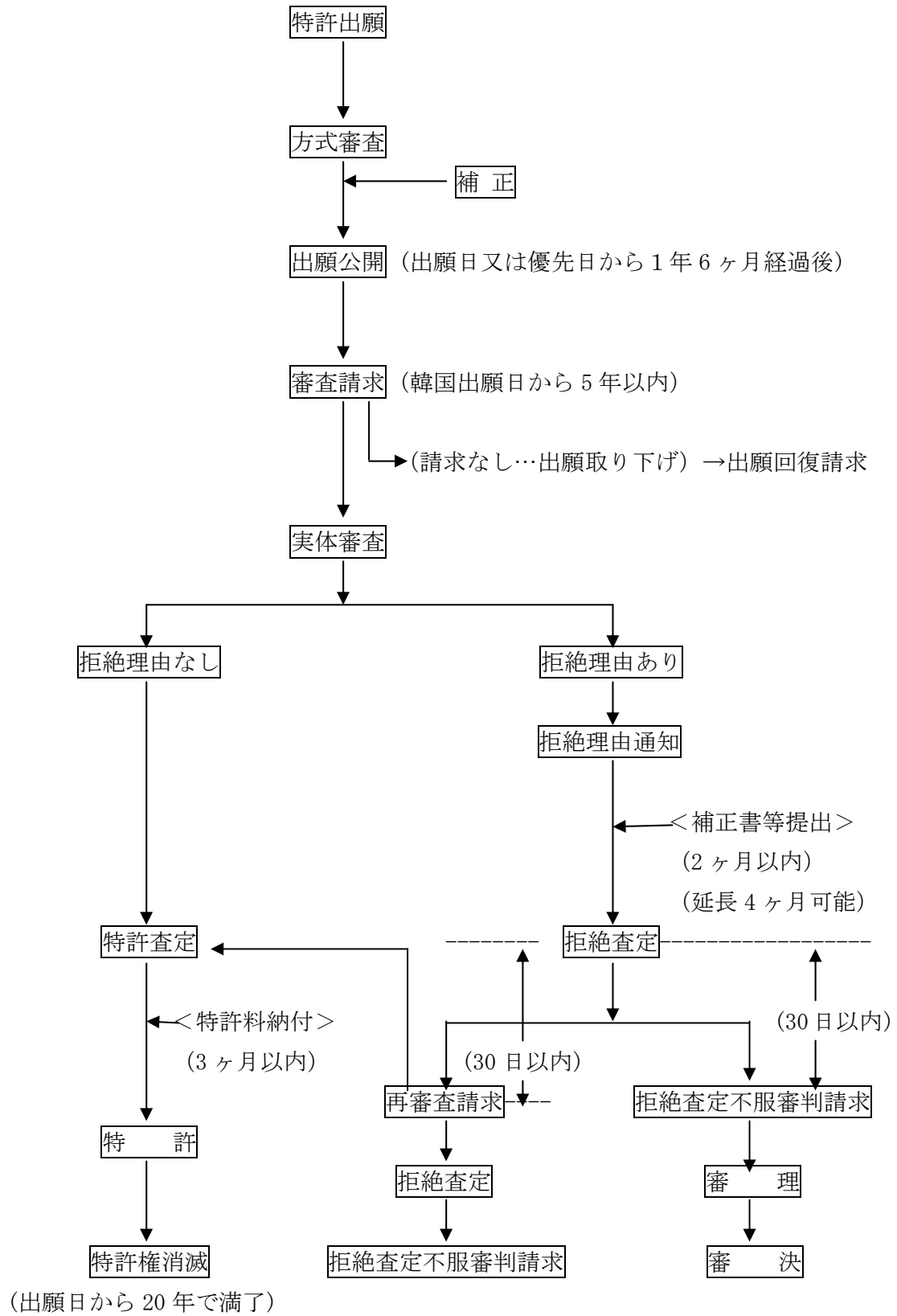
- (a) 出願公開後、第三者が特許出願に係る発明を業として実施している場合、
又は
- (b) 大統領令で規定する緊急措置を講じる必要があると認められる場合。

⑭第三者の情報提供

従来は、出願が審査段階にある場合に限り、第三者による情報提供が可能でした。

2015 年 1 月 1 日以降は、出願が拒絶査定不服審判の段階にある場合にも、情報提供が可能となりました。

出願から特許までの手続きのフローチャート



日・韓特許審査ハイウェイ（PPH）

- (A) 日本国特許庁と韓国特許庁は、2006 年 11 月の長官会合での合意に基づき、2007 年 4 月 1 日から特許審査ハイウェイの申出の受付を開始しました。
- 下記の要件を満たす特許出願の場合、申請人は所定の書類及び料金を韓国特許庁へ提出・納付することによって、日本特許庁の審査結果に基づいて優先審査を受けることができます。
- 優先審査の申請から審査着手までは 2～3 ヶ月（通常の韓国特許庁での審査待ち期間は約 10 ヶ月）ようです。

①優先審査の対象となるための基本要件

- (a) 対象韓国出願が、日本出願を優先権主張の基礎としていること、又は優先権主張のない PCT 出願の国内段階移行出願であって、その PCT 出願が韓国特許庁と日本国特許庁を指定官庁に指定していること等、です。
- (b) 基礎となる日本出願が特許可能と判断された請求項を有すること
- (c) 対象韓国出願の全ての請求項が、基礎となる日本出願の中で、特許可能と判断された請求項に対応していること
- (d) 日本の実用新案出願を優先権主張の基礎にする特許出願は対象とはなりません。

②提出書類及び料金

- (a) 審査関連通知書の写し（1990 年 12 月以降の日本出願の場合省略可能）を提出すること
 - (b) 特許可能と判断された請求項の写し及び韓国語または英語で作成されたその翻訳文（1990 年 12 月以降の日本出願の場合省略可能）を提出すること
 - (c) 引用文献の写し（審査官が入手可能の場合省略可能）を提出すること
 - (d) 請求項の対応関係を説明する表（省略不可）を提出すること
 - (e) 優先審査申請説明書を提出すること
 - (f) 優先審査料金（通常ルートでの優先審査請求時と同額）を納付すること
- (B) PCT 国際出願段階の審査結果物に基づく PCT-PPH：
- 上記 PPH に加え、2012 年 7 月 1 日から PCT 国際段階の審査結果物を利用した特許審査ハイウェイ施行プログラムを開始しております。
- (C) IP 特許審査ハイウェイの試行プログラムの開始(IP5 PPH)：
- ①韓国特許庁は、米国特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁及び中国特許庁間において、2014 年 1 月 6 日から 3 年間 IP5 特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始することに合意しました。また、
 - ②韓国特許庁は、米国特許庁、オーストラリア特許庁、カナダ特許庁、デンマーク特許庁、フィンランド特許庁、ハンガリー特許庁、アイスランド特許庁、イ

スラエル特許庁、日本国特許庁、ノルウェー特許庁、ポルトガル特許庁、ロシア特許庁、スペイン特許庁、スウェーデン特許庁及び英国特許庁と、2014年1月6日から、終了日を定めずにグローバル特許審査ハイウェイ（グローバル PPH） 試行プログラムを開始することに合意しました。

③上記 IP5PPH 及びグローバル PPH 試行プログラムは、国内の成果物を使用した特許審査ハイウェイ (PPH) 及び特許協力条約の成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) の両方が含まれます。

9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権の存続期間は出願日から 20 年です。設定登録日に権利が発生します。
- (2) 農薬や医薬等の発明に関し、わが国と同様に特許発明の実施ができなかった場合に、5 年を限度として存続期間の延長が認められています。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

(1) 国内段階移行期限：

従来は優先日から 31 ヶ月以内（即ち、国内書面提出期限）で、延長することができませんでした。

2015 年 1 月 1 日施行の改正法において、国内書面を国内書面提出期限満了の 1 ヶ月前から満了日までに提出し、翻訳文提出期限の延長を申請することにより、1 ヶ月間の延長が可能となりました。

従いまして、この場合には優先日から 32 ヶ月まで翻訳文を提出することができるようになりました。

この規定は、2015 年 1 月 1 日以降の国際出願日を有する PCT 出願に適用されます。

(2) 提出すべき書類：

次の韓国語による翻訳文の提出が必要です。

- ①国際出願時の明細書・クレーム・図面中の説明・要約
- ②19 条補正があった場合には、クレームの翻訳文のみの提出が可能。
- ③34 条補正があった場合には、当該補正書等の翻訳文。

(3) 従来は、国内段階移行と同時に審査請求をし、かつ同時に請求項を削除する補正書の提出した場合においても、請求項を削除した請求項の数による審査請求の料金の納付は認められていませんでした。

現在は、数年前の改正法によりかかる補正書の提出が認められることとなり、その結果として審査請求の費用は削除された請求項の数の料金のみを納付することが可能になりました。

(4) 拡大された先願の地位

従来、先の出願が PCT 出願による外国語特許出願の場合における拡大された先願の地位は、国際出願時における明細書等と韓国語翻訳文の双方に記載された部分にのみ認められておりました。

ところが、2015 年 1 月 1 日施行の改正法により、国際出願時における PCT 出願の明細書等に記載された範囲に認められることとなりました。

但し、かかる拡大された先願の地位が認められるためには、国際公開がされていること、及び韓国語による明細書等の翻訳文が提出されていることが必要となります。

11. 留意事項

- (1) 冒頭でも述べましたように、過去数年間に新たな手続きに関する規定が導入され、又は従来の規定の内容が変更され、大幅な改正が行われてまいりました。

従いまして、それら新たに導入されて規定や変更された内容については、その適用時期がそれぞれ異なりますので、十分に留意して下さい。

- (2) 外国語書面出願制度導入に伴う留意事項：

この度の改正により、明細書に発明の説明が記載されていれば、出願日が認定されることとなりました。

また、英語による出願も認められることになりました。

従いまして、例えば発明の説明だけを明細書に記載して、英語でもって出願をした場合には、英語による請求の範囲を明細書に含める補正をするとともに、優先日から 14 ヶ月以内に、韓国語による翻訳文を提出する必要がありますので、注意して下さい。

- (3) 複数回補正をする場合の留意事項：

2013 年 7 月 1 日施行の改正法により、複数回補正がされた場合前に行われた補正は取下げられたものとみなされることになりました。

従いまして、補正を行う場合には必ず前の補正の内容を含むような補正が必要となりますので、留意して下さい。

- (4) 期間延長に関して：

韓国は他の審査国と異なり、応答期限の延長に関しまして制限なく延長することができます。

但し、延長料金も回数ごとに金額が高くなっていきますので、十分留意して下さい。

- (5) 訂正審判を請求する際の留意事項：

従来は、無効審判が係属中には、訂正審判を請求することができませんでした。2015 年 1 月 1 日施行の改正により、無効審判係属中に加え、訂正無効審判が係属中の場合も、訂正審判ができなくなりましたので、留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

2015 年 1 月 1 日施行の改正法が適用されております。

従いまして、以下、改正の主な項目だけを記載します。これらの項目の内容については、特許制度の内容を参照して下さい。

(1) 2013 年 3 月 22 日及び 7 月 1 日施行の改正法の主な内容：

- ①分割・変更出願の場合の優先権証明書の提出時期の変更
- ②正当権利者による出願審査請求期間の緩和
- ③出願の権利回復の機会の拡大
- ④手数料返還対象の拡大
- ⑤新規性の規定の変更
- ⑥複数回の補正があった場合におけるその取扱いの変更

(2) 2015 年 1 月 1 日施行の改正法の主な内容：

- ①出願日認定要件から請求の範囲の記載の除外
- ②外国語書面出願制度の導入
- ③PCT 出願による外国語特許出願の補正の範囲
- ④PCT 出願による外国語特許出願の翻訳文提出特例期間の導入
- ⑤先の出願が PCT 出願による外国語特許出願の場合における拡大された先願の地位
- ⑥拒絶査定に対する再審査請求と拒絶査定不服審判の関係の明確化
- ⑦訂正審判請求の制限
- ⑧情報提供の時期の拡大

2. 実用新案出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request)
- (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)
- (3) 図面 (Drawings) 及び要約 (Abstract)
図面は、必ず提出しなければなりません。
不提出の場合、出願は不受理処分となります。
- (4) 委任状 (Power of Attorney)

3. 料金表 (単位：韓国ウォン(KRW))

- (1) 出願料金
 - ① オンラインによる出願の場合 20,000
 - ② 書面による出願の場合 30,000

用紙 20 頁を超える 1 頁当たり加算額	1,000
(2) 実体審査請求料金	
① 基本料金	71,000
② 1 クレーム当たりの加算額	19,000
(3) 優先審査請求料金	100,000
(4) 再審査請求	
① 基本料金	50,000
② 1 クレーム当たりの加算額	5,000
(5) 登録料	
① 1～3 年度 (登録料) (一括納付)	36,000
1 クレーム当たりの加算額 (3 年度分一括納付)	12,000
② 4～6 年度年金 (各年度当たり)	25,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	9,000
③ 7～9 年度年金 (各年度当たり)	60,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	14,000
④ 10～12 年度年金 (各年度当たり)	160,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	20,000
⑤ 13～15 年度年金 (各年度当たり)	240,000
1 クレーム当たりの加算額 (各年度当たり)	20,000

4. 料金減免制度について (存在する場合)

出願人すべてが個人の発明者または小規模企業であり、命令で定められた事実を証明する文書を提出すれば、企業規模に従い出願料及び最初の 3 年間の実用新案登録料について 70%又は 50%の減額を受けることができます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続きの流れ (フローチャート及び期限等を含む説明)

保護対象となる考案は、物品の形状や構造又はその組合せと定義されています。

次の考案は登録を受けることができません。

- ①方法に関する考案
- ②定型性のない物質や材料
- ③公序良俗に反するおそれのある考案
- ④コンピュータプログラム、等です。

(1) 方式審査

出願が方式的要件を満たしていない場合には、特許庁長官より補正指令の対象となります。

(2) 出願審査請求の期限は、出願日から3年です。

(3) 基礎的要件の審査

無審査主義の下規定されていた基礎的要件の審査は、審査主義に移行したために廃止されました。

(4) 登録要件は特許出願と同様ですが、進歩性の基準は特許の場合よりも低い程度でもって足りるとされております。

(5) 不登録事由として、特許法では公序良俗に反するおそれのある発明、公衆の衛生を害するおそれのある発明が規定されていますが、実用新案法では、国旗又は勲章と同一又は類似する考案も追加されております。

(6) 審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合、登録査定がなされ査定日から所定の期間内に登録料金(1年度分から3年度分一括納付)の納付により、設定登録され、実用新案権が発生します。

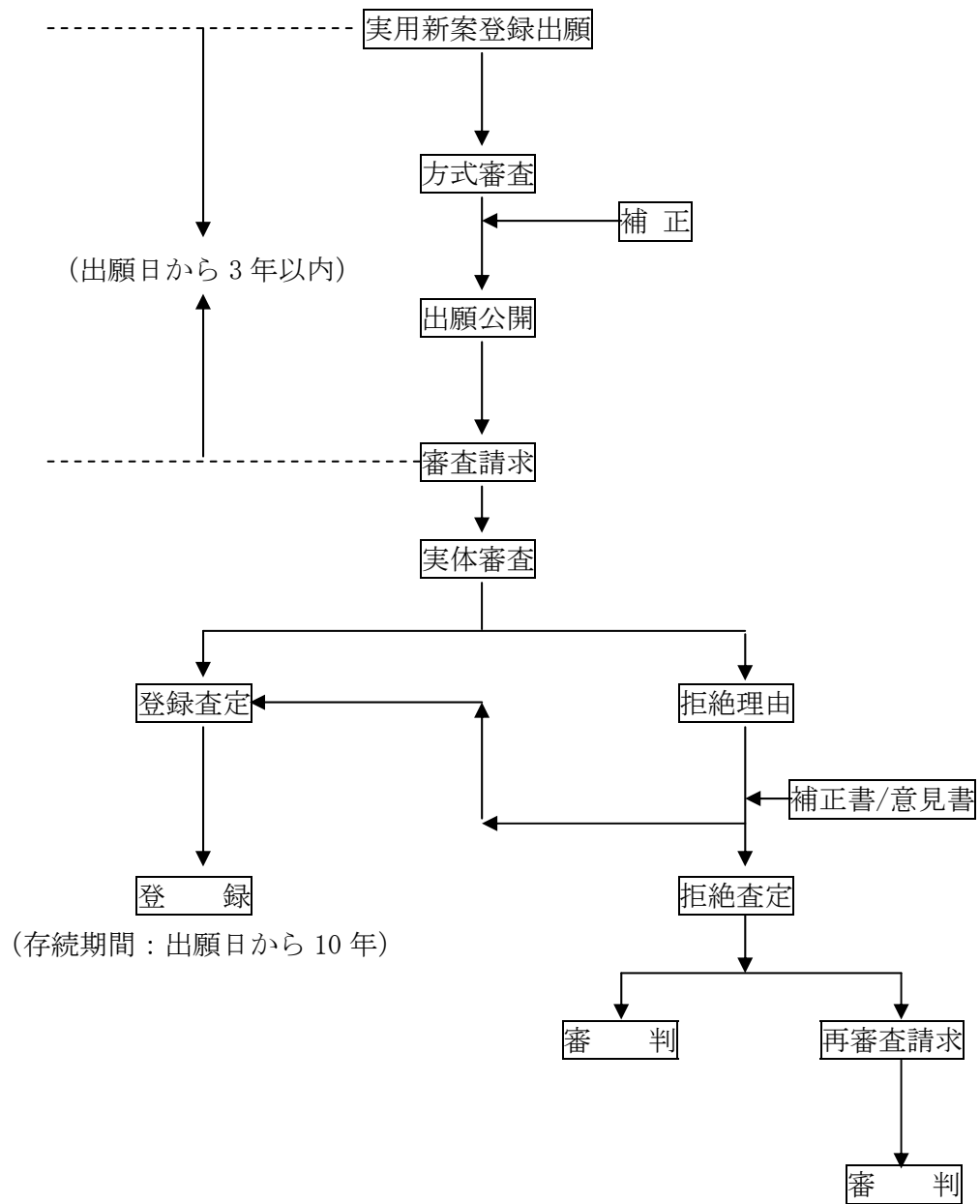
(7) 一方審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は所定の期間内に補正書等を提出することができます。
補正書等を提出したが、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、出願は最終的に拒絶査定がなされます。

(8) 拒絶査定を受けた場合、出願人は特許出願の場合と同様に再審査の請求又は拒絶査定不服審判の請求を選択することができます。

なお、出願人が拒絶査定に対して明細書等の補正を望む場合は、再審査の請求と同時に補正書を提出することができます。

(9) なお、特許出願が最終的に拒絶査定となった場合、拒絶査定不服審判請求できる期間内に、特許出願を実用新案出願に変更することができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から 10 年間です。
- (2) 実用新案権は、登録日から発生します。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

審査登録主義となったため適用ありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：
特許出願の場合と同様です。
- (2) 提出すべき書類：
特許出願の場合と同様です。
- (3) なお、従来は、国内段階移行と同時に審査請求をし、かつ同時に請求項を削除する補正書の提出した場合においても、請求項を削除した請求項の数による審査請求の料金の納付は認められていませんでした。その後の改正法によりかかる補正書の提出が認められることとなり、その結果として審査請求の費用は削除された請求項の数の料金のみを納付することが可能になりました。

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

韓国の意匠法は、2003年5月11日施行、2005年7月1日施行、2007年7月1日施行、及び2009年7月1日施行、及び2014年7月1日施行の改正法が適用されています。

それぞれの主な改正法の内容は以下の通りです。

(1)2003年5月11日施行の改正法：

- ① 部分意匠制度の導入です。
- ② 拡大された先出願の範囲の拡大の導入です。
- ③ 組物の登録要件の緩和の採用です。

(2)2005年7月1日施行の改正法：

- ① 国内や外国で頒布された刊行物の掲載に関し、電気通信回路による公知が新規性喪失の事由に追加です。
- ② 無審査出願の対象案件に対して、新規性がない旨の情報が提供された場合には、その情報に基づき審査を行い拒絶することとする規定の導入です。
- ③ 新規なタイプフェイスを意匠として保護する規定の導入です。

(3)2007年7月1日施行の改正法：

- ① 先願主義に関する追加規定の採用です。
- ② 秘密意匠に関する追加規定の採用。
- ③ 実体審査と伴わない出願に関する追加規定の採用。

(4)2009年7月1日施行の改正法：

- ①再審査請求のシステムの導入です。

(5)2014年7月1日施行の改正法：

意匠権者の権利保護強化やハーフ協定に伴う国際出願及び国際意匠登録出願手続きを導入する目的のために、大幅に意匠法が改正されました。

主な改正法の内容は次の通りです。

- ①意匠創作性の要件の水準の引き上げです。
- ②拡大された先出願の適用の例外規定です。
- ③関連意匠制度の導入です。
- ④意匠権の存続期間の延長です。
- ⑤新規性喪失の例外主張の手続きです。
- ⑥複数意匠出願制度の意匠の取り扱いです。
- ⑦ハーフ協定による国際出願及び国際意匠登録出願手続きの導入です。

上記各項目の内容については、出願手続き等の該当箇所にて説明致します。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

現地代理人が作成します。創作者や出願人の氏名及び住所、優先権を主張する場合には最先の出願日等の情報を記載します。

(2) 意匠の対象となる物品 (Article)

(3) 図面又は写真等 (Drawings/Photograph)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人の住所・氏名の記載と捺印が必要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張して出願する場合には、この証明書を出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位：韓国ウォン(KRW)です。)

(1) 出願料金

① 実体審査のあるオンライン出願の場合	94,000
② 実体審査のある紙面による出願の場合	104,000
③ 実体審査ないオンライン出願の場合	45,000
④ 実体審査のない紙面による出願の場合	55,000

(2) 再審査請求料金

① オンライン出願の場合	30,000
② 紙面による出願の場合	40,000

(3) 優先審査請求料金

70,000

(4) 異議申立料金

50,000

(5) 登録料

① 実体審査のある出願の場合

1年度～3年度 (各年度当たり)	25,000
4年度～6年度 (各年度当たり)	35,000
7年度～9年度 (各年度当たり)	70,000
10年度～12年度 (各年度当たり)	140,000
13年度～15年度 (各年度当たり)	210,000

② 無審査の出願 (一部審査の用語へ変更されております) の場合

1年度～3年度 (各年度、1意匠当たり)	25,000
4年度～6年度 (各年度、1意匠当たり)	35,000
7年度～9年度 (各年度、1意匠当たり)	70,000
10年度～12年度 (各年度、1意匠当たり)	140,000
13年度～15年度 (各年度、1意匠当たり)	210,000

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

2種類の手続きが採用されております。

- ① 実体審査を伴う出願手続（デザイン審査登録）、及び
- ② 一部審査による出願手続（簡略手続）（デザイン一部審査登録）です。

6. 出願公開制度の有無

登録付与前の出願公開制度はありませんが、出願人は出願公開を請求することができます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

- (1)改正前は、一部審査による出願手続きの場合には、20個までの意匠を1出願できるとされておりました。

今回の改正により、審査出願、一部審査出願の区別はなく同じ類に属する物品について100個まで出願することが可能になりました。

- (2)韓国では、下記の2種類の出願手続方法が採用されています。

- ①一部審査による出願・登録

- (a)この手続きによる出願は、製品のライフサイクルの短い物品の意匠を対象としております。

例えば、衣類及びファッション雑貨用品（第2類）、繊維製品、人造及び天然シート織物類（第5類）、文房具、事務用品、美術材料、教材（第19類）が対象とされております。

- (b)この一部審査対象となる物品は、審査対象となる物品から区別されておりますが、出願人が誤って一部審査対象物品を審査対象物品として出願（又はその逆の場合）した場合、審査官は実体審査の段階において、意見書提出の機会を与え一部審査対象（或いは審査対象）に変更できるようにしているとのことです。

- (c)この一部審査による出願の場合、以下の内容について審査されます。

- (i)工業上利用可能性及び創作容易性について

- (ii)意匠登録を受ける権利を有する者による出願であるか否か

- (iii) 国旗、国章等と同一若しくは類似するか否か
- (iv) 公序良俗を害する恐れがあるか否か
- (v) 一部審査デザイン対象物品であるか否か
- (vi) 共同出願の規定に違反していないかどうか

等です。

- (d) 上記から、この出願は新規性や拡大された先出願や先願については審査されません。

出願が登録を備えるべき最小限の要件である工業上利用可能性と創作容易性等について審査し、新規性等に違反している場合には、異議申立てや無効審判で判断する手法が採られております。

- (e) 審査後、意匠が設定登録されますと、登録意匠の書誌事項及び図面が意匠公報に掲載され、登録公告されます。

この場合、一部審査で登録された意匠権に対しては、登録公告日から3ヶ月以内に何人も異議申立てをすることができます。

②実体審査を伴う出願・登録

- (a) この出願は、方式的要件、新規性及び登録性について審査されます。

- (b) 新規性について：

- (i) 出願日（又は優先日）前、意匠が国内や外国で公知、公用でなく、又国内や外国で頒布された刊行物に記載された意匠と同一、類似していないことが必要です。

- (ii) 出願に係る意匠が、先に出願された意匠、図面等で表現された意匠の一部で、後の出願後に公表されたものと同一又は類似しないことが必要です。

意匠登録前、6ヶ月以内における意匠の公表は新規性を喪失したものとみなされません。この例外の適用を受けるためには、公表日から6ヶ月以内に出願し、出願日から30日以内に証明書を提出しなければなりません。

【今回の改正法による変更の内容】

従来は、出願の際にその旨を主張し、出願日から30日以内に証明書を提出する必要がありました。

今回の改正法により、その手続き内容が、次のようになりました。

例外の規定の適用を受けるために、「出願の際」だけではなく、補正することができる期間内や登録後に異議申立てや無効審判を請求された場合にも、主張することができるようになりました。

- (c) 意匠創作性要件の水準の引き上げに関して：

従来は、国内の周知形状等に基づいて容易に創作することができるかどうか

かについて審査されました。

【今回の改正法による変更の内容】

国内の周知形状等から、外国の周知形状等へと拡大されました。

(d) 拡大された先出願の適用に関して：

従来は、先に出願された意匠の一部と同一又は類似の後の出願は、出願人が同一かどうかを問わず、一律に適用され拒絶の対象とされていました。

【今回の改正法による変更の内容】

出願人が同一の場合は、例外とされ、適用されないこととなりました。

(e) 関連意匠出願制度の導入（類似意匠出願制度の廃止）に関して：

今回の改正法において、関連意匠出願制度が導入されました。

＜関連意匠出願の要件＞

(i) 自己の本意匠にのみ類似すること

(ii) 関連意匠は、本意匠出願日から 1 年以内に出願されること

(f) 補正は、査定謄本の送達があるまで行うことができます。

(g) 実体審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合には、

登録査定書が発行され出願人は当該査定書発行日から 3 ヶ月以内に 3 年分の登録料を納付することにより意匠が登録され、登録証が意匠権者に発行されます。

(h) 一方、登録要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該理由通知発行日から 2 ヶ月以内に意見書や補正書の提出をすることができます。

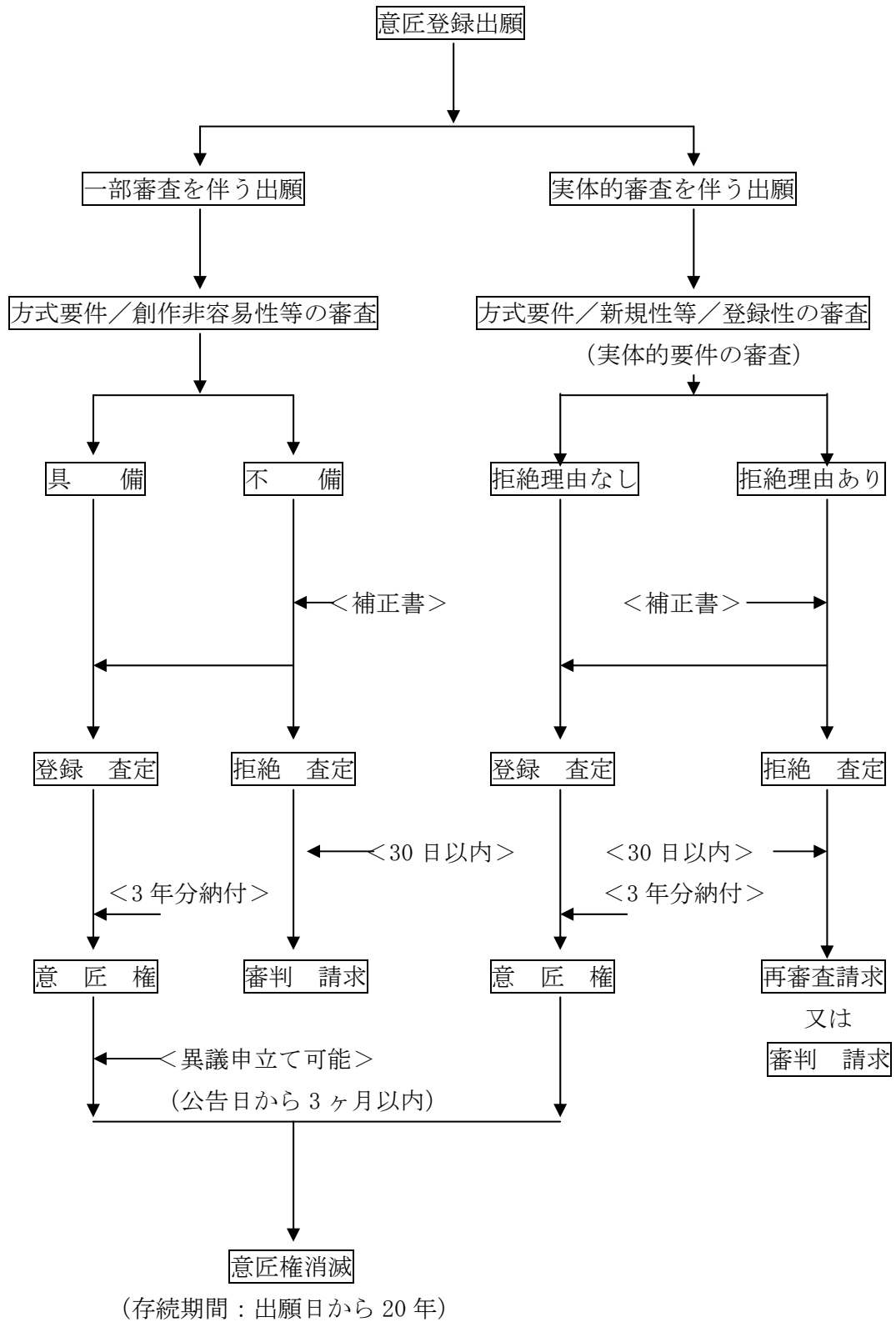
なお、この期間は延長を請求することができます。

(i) 意見書等の提出によっても、なお拒絶理由が解消していないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶査定されます。

(j) 出願人が、拒絶査定に不服を有する場合には、査定謄本の送達日から 30 日以内に、図面等の補正を伴い、再審査の請求をすることができます。

なお、補正を望まない場合には、拒絶査定不服審判を請求することができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

(1)出願日から20年です。

今回の改正法において、登録日から15年が、出願日から20年となりました。

(2)設定登録日から意匠権が発生します。

10. 部分意匠制度の有無

採用されております。

11. 留意事項

(1)意匠とは、物品の形状(物品の一部を含む)、模様、色彩又はそれらの結合であり、視覚性を有し、審美性を有するものと、定義されています。

なお、保護対象に、液晶ディスプレイ、携帯電話等に表示される画像イメージも含まれるようになりました。

(2)今回の改正法において、審査手続きによる出願、審査を行わずに登録を不要する手続きにおいて、同じ類に属する物品を100個まで出願することが可能になりました。

従前は、複数の意匠出願においてその一部に拒絶理由があった場合、当該拒絶理由を除去できない場合には、意匠全体が拒絶されておりました。

改正法においては、当該一部に対してのみ拒絶査定の対象となりますので、その点留意して下さい。

(3)関連意匠出願における時期的要件ですが、本意匠の出願日から1年以内となっておりますので、留意して下さい。

(4)一般的に、意匠出願に関しては登録前の出願公開制度は採用されておりませんが、韓国においては出願人の請求により出願公開をする制度を採用しております。

公開後、第三者が出願に係る意匠を業として実施している場合において、出願人が警告書を送付することを要件として、当該意匠出願が登録された場合、警告後から登録までの間の第三者に実施について損害賠償を請求することができますので、留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

2005 年 7 月 1 日施行、2007 年 1 月 1 日施行、2007 年 7 月 1 日施行、その後
2012 年 3 月 15 日施行の改正商標法が適用されています。

主な改正法の内容は、以下の通りです。

(1) 2005 年 7 月 1 日施行の改正法の内容

- ① 地理的表示の団体商標登録制度が導入されました。
- ② 識別性のない商品の産地や著名な地理的名称の商標は不登録事由でしたが、
地理的表示の団体商標で出願がされた場合には登録の対象となりました。

(2) 2007 年 1 月 1 日施行の改正法の内容

- ① 指定商品の包括名称が許容されるようになりました。
- ② 卸・小売業がサービス業として認定されるようになりました。

(3) 2007 年 7 月 1 日施行の改正法の内容

- ① ホログラム商標、動く商標の登録が可能となりました。
- ② 異議申立期間が 2 ヶ月に延長されました。
- ③ 先使用权の認定が改訂されました。
- ④ 周知商標立証要件が緩和されました。

(4) 2012 年 3 月 15 日施行の改正法の内容

- ① 出願人の使用意思確認制度が導入されました。
- ② 非視覚的な音・匂いについて保護対象に追加されました。
- ③ 商品・サービス業に対する証明標章の規定が創設されました。

2. 商標出願時の必要書類

一出願多区分制を採用しています。

(1) 願書 (Request)

(2) 商標を使用する商品またはサービス及びその区分 (Goods/Service & Class)

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人の住所・氏名の記載、および捺印もしくは署名が必要です。

出願後 2 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張するためには優先権証明書が必要です。

この証明書は出願日から 3 ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表（単位：韓国ウォン(KRW)です。）

(1) 出願料金

①オンライン出願（1分類につき）	62,000
②紙面出願（1分類につき）	72,000

(2) 登録料金（1分類につき） 211,000

①最初の5年間（分割納付・1分類につき）	132,000
1分類当たりの追加料	132,000
②後半の5年間（分割納付・1分類につき）	132,000

(3) 更新登録料金（1分類につき） 310,000

①最初の5年間（分割納付・1分類につき）	194,000
②後半の5年間（分割納付・1分類につき）	194,000

(4) 異議申立料金（1分類につき） 50,000

(5) 拒絶査定不服審判請求料金（1分類につき） 240,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、方式的要件、登録性、先願登録商標との類似性について審査されます。

(1) 不登録事由

登録を受けることができない商標は主に以下の通りです

- ①その商品や役務の一般的名称のみからなる標章
- ②その商品や役務について慣用されている標章
- ③その商品や役務の原産地、品質、効能、原材料等の標識等のみからなる標章（記述的標章）
- ④他人の商品等と混同を生じるおそれのある商標
- ⑤公序良俗に反する商標

⑥韓国やパリ条約加盟国の国旗、紋章等と同一又は類似する標章

⑦先願の指定商品等について登録商標と同一又は類似する商標

- (2) 出願された商標が不登録事由に該当するときは、拒絶理由が通知され、当該通知日から 2 ヶ月以内に意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。

この拒絶理由通知に対して 2 回（各 1 ヶ月）延長を申請することができます。

- (3) 当該拒絶理由に対して、意見書及び補正書が提出された場合、再度審査が行われ公告査定、又は拒絶査定がなされます。

拒絶査定がされた場合、当該査定日から 30 日以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。

- (4) 拒絶理由が解消した場合、公告査定され公告日から 2 ヶ月以内に何人も異議申立をすることができます。

異議申立がないとき、または異議申立が成立しないときは、登録査定されます。

登録査定謄本送達日から 2 ヶ月以内に、登録料を納付することにより商標は登録され、登録証が発行されます。

- (5) 自発的な指定商品等の補正は、公告査定前に行うことができます。

但し、拒絶理由通知を受けた場合、異議申立を受けた場合、又は拒絶査定不服審判を請求した場合には、それぞれの以下の期間内に限定されます。

①拒絶理由通知を受けた場合は、指定された応答期間内

②異議申立てを受けた場合は、答弁書提出期間内

③拒絶査定不服審判を請求した場合は、審判請求日から 30 日以内

- (6) 損失補償請求権に関する制度

公告査定後、出願人は一定の要件下第三者が出願人の出願に係る商標を使用した場合には、業務上の損失として補償金を請求することが出来るようになりました。公告査定前の場合においても同様です。これは、出願人の業務上の信用を登録前においても保護するためです。

なお、この請求権の行使の時期は登録後です。

- (7) 異議申立て

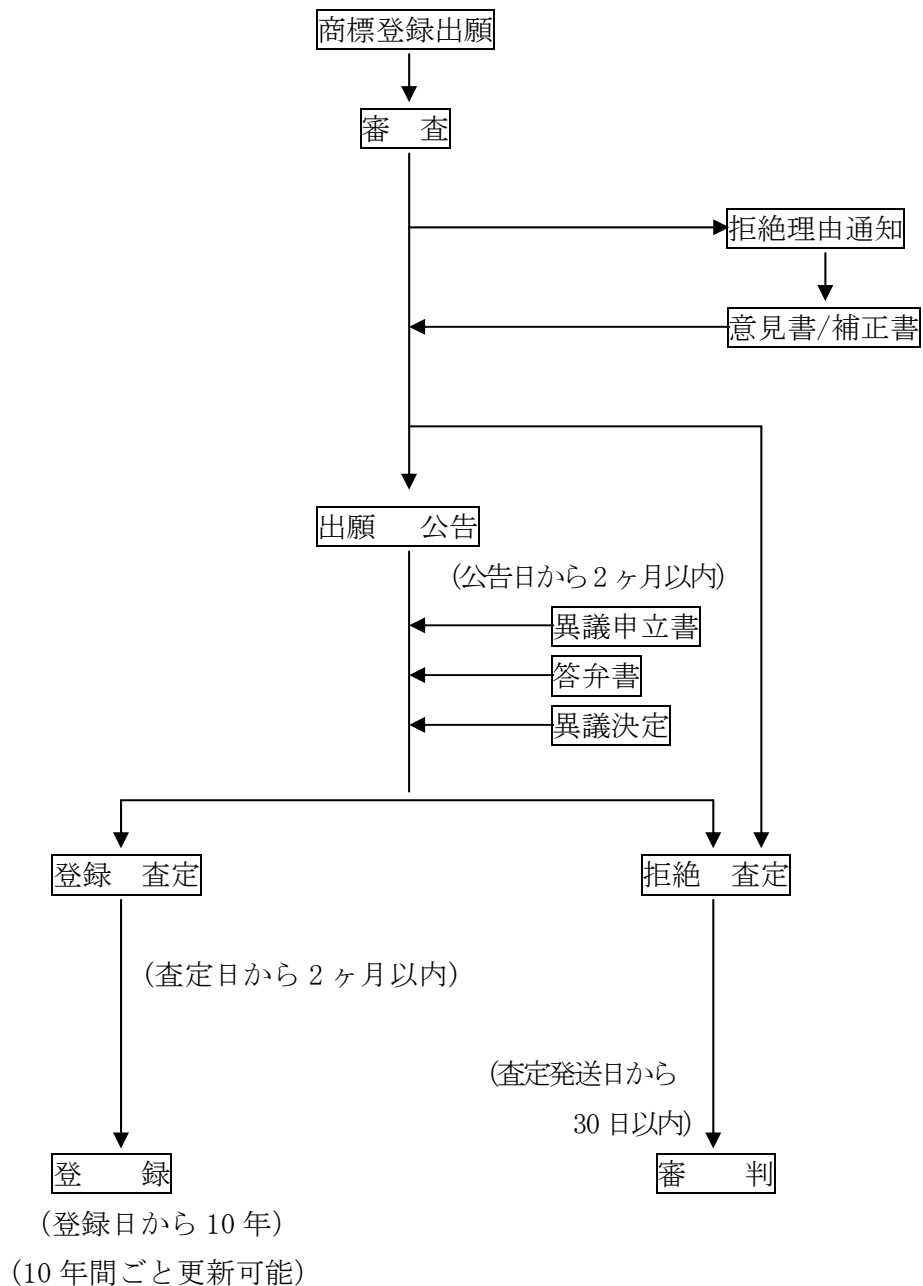
①出願公告日から 2 ヶ月以内に、何人も異議申立てを行うことができます。

②異議申立理由は、拒絶理由と同様で、異議申立理由及び証拠は異議申立期間経過後 30 日以内に補正することができます。

③異議申立は出願人に通知され、出願人は所定期間内に答弁書を提出することができます。

④その後、異議申立てについて決定（異議申立て理由あり／理由なし）が行われ、異議決定に対しては審判請求をすることはできません。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 登録日から10年です。設定登録により権利が発生します。
- (2) 更新は、期間満了前1年以内にする必要があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

使用義務はありません。

なお、商標法3条が「商標の使用意思」を要求しているにも拘わらず、拒絶理由等

にはなっておりませんでした。

2012年3月15日発効の改正法により、審査官が出願人の商標の使用意思の有無に関して、合理的な疑義がある場合には3条違反として、拒絶理由通知が発行されることとなりました。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、文字・記号・図形等の組合せであって、自己の商品等を他人の商品等から識別することができる標識と、定義されています。

サービスマークとは、自己のサービスを他人のサービスから区別するために、サービス事業を行っているものが使用する商標です。

なお、立体的な商標・サービスマークも保護対象とされています。

- (2) なお、2012年3月15日発効の改正法により、「音やにおい」の視覚的に認識することができない商標であっても、標章自体が機能的でなく、聴覚的、臭覚的な特徴が見本により特定されることにより、登録を受けることができるようになりました。

但し、「音や匂い」の商標は、原則として商標として特別顕著性は有していないとみなされ、継続的な使用により特別顕著性を有することとなった旨を立証する証拠を提出することにより、例外的に登録を受けることができるものです。

12. 留意事項

- (1) 従来、商品及び役務は「第15類 楽器」及び「第38類 放送」のように包括的には指定出来ず、具体的に、例えば、「第15類 ギター、バイオリン、ピアノ」及び「第38類 テレビジョン放送」のように指定しなければなりませんでした。が、2007年1月より指定商品の包括名称が許容されることとなりました。

但し、かかる包括名称による指定が認められる範囲は、施行後時期を分けて段階的に認定される予定です。

- (2) 不使用による取消

登録商標が指定商品又はサービスについて継続して3年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消することができます。



大韓民国

(Republic of Korea)

目 次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵 害 の 定 義	9
4. 侵害の発見から解決までのフロー	17
5. 侵害に対する救済手段	24
6. 留 意 事 項	41
7. その他の関連団体	42

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法

Patent Act (Act No. 950 of December 31, 1961, as amended up to Act No. 13096 of January 28, 2015)

第6章 特許権者の保護

第126条 権利侵害に対する差止請求権など

第127条 侵害と見做す行為

第128条 損害額の推定など

第7章 審判

第135条 権利範囲確認審判

第12章 罰則

第225条 侵害罪

1. 2 実用新案法

Utility Model Act (Act No. 952 of December 31, 1961, as amended up to Act No.

13088 of January 28, 2015)

第6部 実用新案権者の保護

第29条 侵害と見做す行為

第30条 特許法の準用

第7部 審判・再審及び訴訟

第33条 特許法の準用(権利範囲確認審判)

第10章 罰則

第45条 侵害罪

1. 3 デザイン保護法

Design Protection Act (Act No. 951 of December 31, 1961, as amended up to Act No. 11848 of May 28, 2013)

第6章 デザイン権者の保護

第113条 権利侵害に対する差止請求権など

第114条 侵害と見做す行為

第115条 損害額の推定など

第7部 審判

第122条 権利範囲確認審判

第9章 産業デザインの国際登録に関するハーグ協定による国際出願

第204条 権利侵害に対する差止請求権などの特例

第11章 罰則

第220条 侵害罪

1. 4 商標法

Trademark Act (Act No. 71 of November 28, 1949, as amended up to Act No. 12751 of June 11, 2014)

第6巻 商標権者の保護

第65条 権利侵害に対する差止請求権など

第66条 侵害と見做す行為

第66条の2 損害賠償の請求

第67条 損害額の推定など

第67条の2 法定損害賠償の請求

第7部 審判

第75条 権利範囲確認審判

第10章 罰則

第93条 侵害罪

1. 5 その他の国内法

(1) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

Unfair Competition Prevention and Trade Secret Protection Act (Act No. 911 of December 30, 1961, as amended up to Act No. 13081 of January 28, 2015)

第2条、第4-6条、第10-12条、第18条、第19条

(2) 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律

Act on the Investigation of Unfair International Trade Practices and Remedy against Injury to Industry (Act No. 6417 of February 3, 2001, as amended up to Act No. 12290 of January 21, 2014)

第4条、第10条、第40条

(3) 税関法

Customs Act (Act No. 67 of November 23, 1949, as amended up to Act No. 12847 of January 1, 2015)

第 235 条

(4) 商法

Commercial Act (Act No. 1000 of January 20, 1962, as last amended by Act No. 12397 of March 12, 2015)

第 4 章 商号

(5) 仲裁法

Arbitration Act (Act No. 1767 of March 16, 1966, as amended up to Act No. 11690 of March 23, 2013)

第 4 章 仲裁手続き

その他の知的財産法

① 著作権法

Copyright Act (Act No. 432 of January 28, 1957, as amended up to Act No. 12137 of December 30, 2013)

② 半導体集積回路の配置設計に関する法律

Act on the Layout-Design of Semiconductor Integrated Circuits (Act No.4526 of December 8, 1992, as amended up to Act No.13150 of February 3, 2015)

③ 植物新品種保護法

Plant Variety Protection Act (Act No. 11457 of June 1, 2012, as amended up to Act No. 13407 of July 20, 2015)

④ 種子産業法

Seed Industry Act (Act No. 5024 of December 6, 1995, as amended up to Act No. 11704 of March 23, 2013)

⑤ インターネットアドレス資源に関する法律

Act on Internet Address Resources (Act No. 7142 of January 20, 2004, as amended up to Act No. 11690, Mar. 23, 2013)

2. 侵害対策関係機関

2. 1. 1 韓国知的財産庁

Korean Intellectual Property Office (KIPO)

住所： 大田広域市西区庁舎路 189(屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟

電話： +82-42-481-5008

Fax : +82-42-472-3459

E-mail: kipoicd@korea.kr

Website: <http://www.kipo.go.kr>

(偽造商品申告センター)

電話： +82-42-472-0121

Fax : +82-42-472-3465

Website: <http://www.patent.go.kr:7078/bp/main/main.do>

(ソウルオフィス)

住所： ソウル特別市江南区テヘラン路 131 韓国知識財産センター4・5 階

電話： +82-2-1544-8080

Fax : +82-2-568-8155

[特許、実用新案、デザイン、商標の知的財産権全般の申請登録手続き、権利確認審判、知的財産制度の普及、情報の提供、関連機関との協力]

2. 1. 2 知的財産審判院

Intellectual Property Trial and Appeal Board

住所： 大田広域市西区庁舎路 189(屯山洞)政府大田庁舎 4 棟

電話： +82-2-1544-8080

Website: <http://www.kipo.go.kr/ipt/>

[特許、実用新案、デザイン、商標に関連した各種審判]

2. 1. 3 韓国知的財産保護協会(KIPRA)

Korean Intellectual Property Protection Association

住所： ソウル特別市江南区テヘラン路 131 韓国知識財産センター6 階

電話： +82-20-2183-5800

Fax : +82-20-2183-5899

Website : <http://www.kipra.or.kr/>

[知的財産権の保護基盤の造成による知的財産保護の推進]

2. 2. 1 韓国文化体育観光部著作権局

The Copyright Bureau of the Ministry of Culture, Sports and Tourism

住所： 世宗特別自治市 カルメ路 388 政府世宗庁舎 15 棟文化体育観光部

電話： +82-44-203-2000

Fax : +82-44-203-3447

E-mail: ahrumoh@korea.kr

Website : <http://www.mcst.go.kr/main.jsp>

[著作権制度の普及及び保護登録]

2. 2. 2 韓国著作権委員会

Korea Copyright Commission

住所： 慶尚南道晋州市忠義路 19(LH 公社 1、3、5 階)

電話： +82-55-792-0000

相談センター: 1800-5455 (韓国内からのみ)

Fax : +82-55-792-0019

Website : <http://www.copyright.or.kr/>

(ソウルオフィス)

ソウル特別市龍山区厚岩路 107(東子洞)ゲートウェイ 5、16 階

電話: +82-2-2669-0010

Fax : +82-2-2660-0019

[著作権紛争の調停、斡旋及び仲裁]

2. 3 韓国種子院

Korea Seed & Variety Service

住所： 慶尚北道金泉市革新 8 路 119

電話： +82-54-912-0119

Fax : +82-54-912-0145

Website : <http://www.seed.go.kr>

[植物の品種登録、種子流通管理、種子検定サービスなど]

2. 4 韓国関税庁 特殊通関課

Korea Customs Service

住所： 大田広域市西区庁舎路 189(屯山洞) 政府大田庁舎 1 棟

電話： +82-42- 481-7830

Website : <http://www.customs.go.kr/>

(ソウル税関輸入課)

住所： ソウル特別市江南区彦州路 721

電話： +82-2-510-1150

(仁川広域市空港税関輸入課)

住所： 仁川広域市中区空港路 272

電話： +82-32-722-4210

(釜山広域市税関)

住所： 釜山広域市中区中央洞 4 街 17

電話： +82-51-620-6114

[商標法及び著作権法違反商品の通関阻止、知的財産権侵害事犯の取締り]

2. 5 国家警察庁

National Police Agency

住所： ソウル特別市西大門区統一路 97

代表電話 182

E-mail: cnpa100@police.go.kr

Website : <http://www.police.go.kr/>

(サイバー安全局)

住所： ソウル特別市西大門区統一路 97

代表電話:182

電話： +82-2-3150-2659

Website : <http://www.netan.go.kr>

(ソウル地方警察庁)

住所： ソウル特別市鍾路区社稷路8ギル 31

代表電話:182

Website : <http://www.smpa.go.kr/>

(釜山広域市地方警察庁)

住所： 釜山広域市市蓮堤区中央大路 999

電話： +82-51-899-2166 (捜査課)

Website : <http://www.bspolice.go.kr/>

[偽造商品の取締り、知的財産権侵害事件の捜査]

2. 6. 1 大法院

Supreme Court of Korea

住所： ソウル特別市瑞草区瑞草大路 219

電話： +82-2-3480-1100

Website : <http://www.scourt.go.kr/>

[司法のトップ、最高裁判所にあたる]

2. 6. 2 地方法院

(ソウル中央地方法院)

住所： ソウル特別市瑞草中央路 157

電話： +82-2-530-1114

Website : <http://seoul.scourt.go.kr/>

(釜山広域市地方法院)

住所： 釜山広域市蓮堤区法院路 31

電話： +82-51-590-1114

Website : <http://busan.scourt.go.kr/>

[知的財産権侵害事件の裁判を受理する裁判所]

2. 6. 3 特許法院

Patent Court of Korea

住所： 大田特別市西区屯山中路 69

電話： +82-42-480-1400

Website : <http://patent.scourt.go.kr/>

[特許審判院の審決に対する取消訴訟]

2. 7 検察院

Prosecutors' Offices

(大検察庁)

住所： ソウル特別市瑞草区盤浦大路 157

電話： +82-2-3480-2000

Website : <http://www.spo.go.kr/>

(ソウル中央地方検察庁)

住所： ソウル特別市瑞草区盤浦大路 158

電話： +82-2-530-3114

Website : <http://www.spo.go.kr/seoul/index.jsp>

(釜山広域市地方検察庁)

住所： 釜山広域市市蓮堤区法院路 15

Website : <http://www.spo.go.kr/busan/index.jsp>

[偽造商品の取締り、知的財産権侵害事件の捜査及び起訴]

2. 8 韓国貿易委員会(KTC)

Korea Trade Commission

住所： 世宗特別自治市ハンヌリ大路 402 13 棟産業通商資源部 7 階

電話： +82-44-203-5881

Fax : +82-44-203-4813

Email: gaehomin@korea.kr (不公正取引調査課)

Website : <http://www.ktc.go.kr/>

[不公正貿易行為(知的財産権侵害物品の製造、輸入、輸出、販売などを含む)の調査、判定及び是正措置]

2. 9 大韓商事仲裁院

Korean Commercial Arbitration Board

住所： ソウル特別市江南区永東大路 511 43 階

電話： +82-2-551-2000

Fax : +82-2-551-2020

E-mail: webmaster@kcab.or.kr

Website: <http://www.kcab.or.kr/>

[国内外の商事紛争の仲裁制度の制定、利用の促進、仲裁業務]

2. 10 インターネットアドレス紛争調停委員会(IADRC)

Internet Address Dispute Resolution Committee

住所： ソウル特別市瑞草区瑞草大路 398 プラチナムタワー11 階

電話： +82-2-405-6788

Fax : +82-2-405-5419

E-mail: idrc@idrc.or.kr

Website : <http://www.idrc.or.kr/>

[インターネットアドレスの登録及び使用に関する紛争の調停]

2. 11 アジアドメインネーム紛争調停センター(ADNDRC) ソウル事務所

Asian Domain Name Dispute Resolution Centre.

住所： ソウル特別市瑞草区瑞草大路 398 プラチナムタワー

電話: +82-2-405-6788

Fax : +82-2-405-5209

E-mail: kidrc@adndrc.org

Website: <http://www.adndrc.org/>

[トップレベルインターネットアドレスの登録及び使用に関する紛争の調停]

3. 侵害の定義

3.1 特許権 (특허권)

特許権者の承諾なく、権利存続期間中に韓国国内で、特許法第 94 条による独占権及び第 126 条により差止請求権などが付与された特許権者及びその専用実施権者の権利を業として実施する行為は侵害行為と見做される(第 127 条)。特許権者又は専用実施権者は侵害の停止或いは予防を請求するとともに、侵害品、専用設備、その他予防に必要な措置を請求することができる(第 126 条)。

特許法が規定する特許権及び専用実施権を侵害すると見做される対象は次の行為である(第127条)。

- (a) 特許が物の発明である場合、そのものの生産にのみ使用するものを製造、譲渡、貸渡し、輸入、又は譲渡、貸渡しの申し出をする行為;
- (b) 特許が方法である場合、その方法の実施にのみ使用するものを製造、譲渡、貸渡し、輸入、又は譲渡、貸渡しの申し出をする行為;

侵害対象外規定

- (1) 私的かつ非商業目的の行為(第94条)
- (2) 研究、試験目的で実施する行為;
- (3) 韓国国内を通過するにすぎない船舶、航空機、車両又はこれに使用する機械、器具、装置、その他のもの;
- (4) 特許出願した時から国内にあるもの;
- (5) 薬事法による調剤行為及びその調剤による薬品
- (以上、第96条)
- (6) 先使用に基づく通常実施行為(第103条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 同一物には生産方法の推定がされる(第129条)
- ・ 専用実施権は設定登録によりのみ効力が生じる(第101条)

- ・ 特許出願の公開により警告や賠償請求権が生じる(第65条)
- ・ 特許権の範囲はクレームの範囲(第97条)であり、権利行使では事前に権利範囲確認審判が行われることがある(第135条)
- ・ 不法行為に対する民事訴訟の時効は不法行為が開始された日から10年、救済の時効は侵害発生又は加害者を知りえた日から3年である(民法第766条)

保護期間： 出願日から 20 年間(第 88 条)

医薬品期間延長(SPC)による実施できなかった期間5年(第89条)

登録遅延による延長期間(第92条の2)

3. 2 実用新案権(실용신안권)

実用新案権者の承諾なく、権利存続期間中に韓国国内で、実用新案法第 23 条による独占権及び第 30 条の特許法援用により差止請求権などが付与された実用新案権者及びその専用実施権者の権利を業として実施する行為は侵害行為と見做される(第 29 条)。特許権者又は専用実施権者は侵害の停止或いは予防を請求するとともに、侵害品、専用設備、その他予防に必要な措置を請求することができる(第 30 条)。

実用新案法が規定する実用新案権及び専用実施権を侵害すると見做される対象は次の行為であり、物質自体や方法は保護対象外である(第29条)。

- (a) 物品の生産にのみ使用するものを業として製造、譲渡、貸渡し、輸入、又は譲渡、貸渡しの申し出をする行為；

侵害対象外規定

- (1) 私的かつ非商業目的の行為(第23条)
- (2) 研究、試験目的で実施する行為；
- (3) 韓国国内を通過するにすぎない船舶、航空機、車両又はこれに使用する機械、器具、装置、その他のもの；
- (4) 実用新案登録出願した時から国内にあるもの
(以上、第24条)
- (5) 先使用に基づく通常実施行為(第28条、特許法第103条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 専用実施権は設定登録によりのみ効力が生じる(第28条、特許法第101条)
- ・ 出願の公開により警告や賠償請求権が生じる(第15条、特許法第65条)

- ・ 実用新案権の範囲はクレームの範囲(第28条、特許法第97条)であり、権利行使では事前に権利範囲確認審判が行われることがある(第33条、特許法第135条)
- ・ 2006年10月1日から施行された改正実用新案法により、審査前登録制度が廃止され、実体審査を行うという点において日本の実用新案法とは相違し、技術評価制度も廃止されている
- ・ 不法行為に対する民事訴訟の時効は不法行為が開始された日から10年、救済の時効は侵害発生又は加害者を知りえた日から3年である(民法第766条)

保護期間：出願日から10年間(第22条)

登録遅延による延長期間(第22条の2)

3.3 デザイン権(디자인권)

物品の形状、模様、色彩或いはこれらの結合や組み物に美観を視覚的に生じさせる創作を、韓国では意匠ではなくデザインと呼び、書体(フォント)を含めて、登録により保護している(デザイン保護法第2条)。さらに、物品の一部分や画像デザイン(GUI、アイコン、グラフィックイメージなど)も保護対象になる。

デザイン権者の承諾なく、権利存続期間中に韓国国内で、デザイン保護法第92条による独占権及び第113条により差止請求権などが付与されたデザイン権者及びその専用実施権者の権利を業として実施する行為は侵害行為と見做される(第114条)。デザイン権者又は専用実施権者は侵害の停止或いは予防を請求するとともに、侵害品、専用設備、その他予防に必要な措置を請求することができる(第113条)。

デザイン保護法が規定するデザイン権及び専用実施権を侵害すると見做される対象は次の行為である(第114条)。

- (a) 登録デザイン若しくはこれに類似するデザインにかかる物品の生産にのみ使用する物品を業として製造、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、又は譲渡、貸渡しの申し出をする行為

侵害対象外規定

- (1) 私的かつ非商業目的の行為(第114条)
- (2) 研究、試験目的で実施する行為;
- (3) 韓国国内を通過するにすぎない船舶、航空機、車両又はこれに使用する機械、器具、装置、その他のもの;
- (4) デザイン登録出願した時から国内にあるもの;

- (5) 書体がタイプ、組版又は印刷などの通常の過程で使用される場合；
- (6) 書体が(5)の使用で生産された結果物である場合
- (以上、第94条)
- (7) 先使用に基づく通常実施行為(第100条)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 一部審査登録制度があり、衣服、文具・事務用品など一部の限定された物品及び画像デザインは工業上の利用可能性、創作容易性などのみを審査し、迅速に(通常4～6ヶ月)登録を受けることができる(第33条、第37条)
- ・ 関連デザイン制度があり、基本デザインの出願日から1年以内に登録を受けることができる(第35条)
- ・ 専用実施権は設定登録によりのみ効力が生じる(第97条)
- ・ 出願の公開により警告や賠償請求権が生じる(第53条)
- ・ 秘密デザインの設定登録者は、知的財産庁長官の証明とともに警告することを要件とする(第113条第2項)
- ・ デザイン権の保護範囲は図面、名称及び説明により表現された範囲(第93条)であり、権利行使では事前に権利範囲確認審判が行われることがある(第122条)
- ・ 2014年7月1日よりハーグ協定ジュネーブアクトに基づく韓国を指定国とした国際意匠出願が登録されるようになった(第9章)。公開(第190条)、保護範囲(第200条)、権利侵害(第204条)の特例の適用などに違いがあるため、注意が必要である
- ・ 不法行為に対する民事訴訟の時効は不法行為が開始された日から10年、救済の時効は侵害発生又は加害者を知りえた日から3年である(民法第766条)

保護期間：出願日から20年間(第91条)

国際登録は国内設定登録日から5年間、5年毎更新可能(第199条)

3. 4 商標権(상표권)

韓国の商標法では、記号、文字、図形、立体形状、或いはこれらの組合せや色彩を付したものの、独立した色彩或いは色彩の組合せのもの、ホログラム、動作、或いは視覚的に認識できるもの、及び音、匂いなど視覚的に認識できないもので写実的に表現されたものを標章として、商標やサービスマーク(서비스마크)としての登録を受けることにより保護をうけることができる。このほか、地理的表示(지리적표시)を含む団体商標や証明商標、非営利の業務標章が商標法の保護対象である。

商標権者の承諾なく、権利存続期間中に韓国国内で、商標法第 50 条による独占権及び第 65 条による差止請求権などが付与された商標権者及びその専用使用権者の権利を使用する行為は侵害行為と見做される(第 66 条)。商標権者又は専用使用権者は侵害の停止或いは予防を請求するとともに、侵害品、専用設備、その他予防に必要な措置の請求、及び仮差止、仮差押え、その他の必要な措置を請求することができる(第 65 条)。

商標法が規定する商標権及び専用使用権を侵害すると見做される対象は次の行為である(第66条)。

- (a) 他人の登録商標と同一の商標をその指定商品(或いはサービス)に類似する商品(或いはサービス)に使用、又は他人の登録商標に類似する商標をその指定商品(或いはサービス)と同一又は類似する商品(或いはサービス)に使用する行為;
- (b) 他人の登録商標と同一の商標又は類似する商標をその指定商品(或いはサービス)に類似する商品(或いはサービス)に使用、又は使用させる目的で交付、販売、偽造、模造若しくは所持する行為;
- (c) 他人の登録商標を偽造若しくは模造し、又は偽造若しくは模造させる目的でその用具を製作、交付、販売若しくは所持する行為;
- (d) 他人の登録商標又は類似する商標が表示された指定商品と同一又は類似する商品を譲渡若しくは引渡のために所持する行為

侵害対象外規定

- (1) 自己の氏名、名称又は商号、肖像、署名、印章又は著名な雅号、芸名、ペンネーム及びこれらの著名な略称を通常用いられる方法で表示された商標、但し、不正競争の目的となる場合は除く;
- (2) 登録商標の指定商品(或いはサービス)と同一又は類似の商品(或いはサービス)の普通名称、産地、品質、原料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む)、価格、又は製造方法、加工方法、使用方法、及び時期を通常用いられる方法で表示された商標;
- (3) 立体商標の形状が業務にかかる商品(或いはサービス)を識別できない場合、登録商標の指定商品(或いはサービス)と同一又は類似の商品(或いはサービス)に使用される登録立体商標の形状と同一又は類似の形状からなる商標;
- (4) 登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に対して慣用する商標並びに顕著な地理的名称及びその略語又は地図からなる商標;
- (5) 登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不

- 可欠な形状、色彩、色彩の組合せ、音、又は匂いからなる商標。
(以上、第51条)
(6)先使用に基づく継続使用行為(第57条の3)

権利行使で注意すべき事項

- ・ 専用使用権は設定登録により効力が生じる(第55条)
- ・ 出願の公告により警告や賠償請求権が生じる(第24条の2)
- ・ 商標権の保護範囲は、設定登録された商標及び指定商品或いはサービスより定められ(第52条)、権利行使では事前に権利範囲確認審判が行われることがある(第75条)
- ・ 商標法(第2条第7項)上の商標の使用とは、
 - ① 商品又は商品の包装に商標を表示する行為;
 - ② 商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡、引渡、又はその目的のために展示、輸出、若しくは輸入する行為;
 - ③ 商品に関する広告、価格表、取引書類、看板、若しくは標札に商標を表示、展示、若しくは頒布する行為
- ・ 他人のデザイン権など出願日より前に先の権利が存在する場合の使用は、それらの権利者の同意を条件とする(第53条)
- ・ 3年以上不使用の場合、不使用取消の対象となる(第73条第3項)
- ・ 2001年よりマドリッド議定書に基づく韓国を指定国とした国際商標登録出願が登録されることとなった(第8章の2)
- ・ 不法行為に対する民事訴訟の時効は不法行為が開始された日から10年、救済の時効は侵害発生又は加害者を知りえた日から3年である(民法第766条)
- ・ 商号権の侵害とは不正な目的で他人の営業と誤認する商号を使用することをいう。他人が登記した商号を使用した場合は、不正な目的で使用したものと推定する(商法第4章)

保護期間：登録日から10年間、その後10年ごとの更新により無期限(第42条)
(ただし、登録料の半額分納可能、後納分が不納付の場合、登録日から5年経過で商標権は消滅する)

3.5 不正競争(부정경쟁)防止及び営業秘密(영업비밀)保護

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律は、周知の他人の商標・商号などを不正に使用するなどの不正競争行為及び他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とし(第2条)、知的財産権法及び関連法で

は保護が受けられない非登録の周知著名商標、有名・人気商品や営業秘密を保護する役割がある。なお、特許法や商標法、独占規制及び公正取引に関する法律など他の法律の規定がある場合は、他の法律の適用を優先する。

●不正競争防止

パブリシティ、商号、商標、ドメイン名やトレードドレスなどで誤認混同、誘引、詐称による不正競争行為を受けた或いは受ける恐れがある者は、裁判所に不正競争行為者に当該行為の停止又は予防、関係物品の廃棄、設備の除去、ドメイン名の抹消、その他の必要な措置を請求することができる(第4条)。

本法律が規定している不正競争行為は次に掲げるものである(第2条第1項)。

- (a) 韓国国内で広く認識されている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品であることを表示した標識と同一若しくは類似のものを使用し、又はこのようなものを使用した商品を販売、頒布、若しくは輸出入し、他人の商品と混同を生じさせる行為；
- (b) 韓国国内で広く認識されている他人の氏名、商号、標章、その他の他人の営業標識と同一若しくは類似のものを使用し、他人の営業上の施設又は活動と混同を生じさせる行為；
- (c) 正当な理由なく、(a)、(b)の行為により、他人の標識の識別力又は名声を害する行為；
- (d) 商品、その広告、若しくは公衆が知ることができる方法で虚偽の原産地標識を付し、若しくはこのような標識を付した商品を販売、頒布、若しくは輸出入し、原産地を誤認させる行為；
- (e) 商品、その広告、若しくは公衆が知ることができる方法で商品の生産、製造又は加工地域を実際と違うところに誤認を生じさせる標識を付し、若しくはこのような標識を付した商品を販売、頒布、若しくは輸出入する行為；
- (f) 他人の商品を詐称、若しくは商品又はその広告に商品の品質、内容、製造方法、用途若しくは数量の誤認を生じさせる宣伝若しくは標識を付し、若しくはこのような方法又は標識で商品を販売、頒布、若しくは輸出入する行為；
- (g) パリ条約、WTO、商標法条約の締約国に登録された商標と同一若しくは類似する商標の権利者の代理人や代表者、又は1年以前に代理人や代表者であった者が正当な理由なく、その商標をその指定商品と同一若しくは類似する商品に使用、若しくはその商標を付した商品を販売、頒布、若しくは輸出入する行為；
- (h) 正当な権限なく、販売や賃貸目的、正当な当事者の登録及び使用の妨害目的、又はその他の商業的利益を得る目的で、韓国国内で広く認識された他人の氏名、

商号、商標、その他の標識と同一若しくは類似のドメインネームを登録、保有、移転、又は使用する行為；

- (i) 他人が制作してから 3 年が過ぎていない商品の形態を模倣した商品を譲渡、賃貸、若しくはこれらのために展示、又は輸出入する行為；
- (j) その他他人の成果を不公正、反競争秩序の方法により無断で使用し、他人の経済的利益を侵害する行為

●営業秘密保護

公然と知られていない経済的価値のある技術知識或いは営業情報である営業秘密を窃取、詐欺、その他の不正な方法で取得する行為を受け、営業上の利益が侵害されたか、侵害される恐れがある場合、営業秘密の保有者は、裁判所に侵害者に対する行為の停止又は予防、関係物品の廃棄、設備の除去、その他の必要な措置を請求することができる(第 10 条)。

本法律が規定している営業秘密侵害行為は次に掲げるものである(第 2 条第 3 項)。

- (a) 窃取、欺瞞、脅迫などの不正な手段で営業秘密を取得する行為、及びその取得した営業秘密の使用、若しくは開示する行為；
- (b) 契約などにより営業秘密の秘密保持義務がある者が不正な利益を得る目的、若しくは営業秘密の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用、もしくは開示する行為；
- (c) 上記(a)、(b)の事情を知らず、若しくは重大な過失により知らずに開示された営業秘密を取得、使用、又は開示する行為

権利行使で注意すべき事項

- ・ 営業秘密を正当に取得した者、善意取得した者は救済の対象外(第13条)
- ・ 営業秘密侵害行為に対する民事訴訟の時効は侵害行為が開始された日から10年、救済の時効は侵害発生又は加害者を知りえた日から3年である(第14条)

3. 6 不公正貿易(불공정무역)防止

不公正貿易行為の調査及び産業被害の救済に関する法律は、知的財産権及びその関連権利、並びに営業秘密を侵害する物品などの輸出入、国内販売、製造行為、若しくは原産地表示違反などを不公正貿易行為として禁止し、申請若しくは職権に基づき、その救済を図っている。

本法律が規定している不正貿易行為は次に掲げるものである(第4条)。

- (a) 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、著作隣接権、プログラム著作権、半導体集積回路の配置設計権や地理的表示又は営業秘密を侵害する物品などを輸入・販売及び輸出・輸出目的で製造する行為；
- (b) 原産地を虚偽や誤認させる表示の物品、原産地表示を損傷や変更した物品若しくは原産地表示をしない原産地表示対象物品を輸出入する行為；
- (c) 品質などを偽りで表示するか、又は誇張して表示した物品などを輸出入する行為；
- (d) 契約内容と異なる物品などの輸出入又は国の対外信用を損傷させ該当地域との輸出入に支障を与える行為

権利行使で注意すべき事項

- ・ 調査申請は、不公正貿易行為があった日から1年以内に書面で行わなければならない(第5条)
- ・ 貿易委員会に救済を申請するという行政措置であるため、司法手続より簡便な方法と言えるが、行政処分不服を異議申立てや裁判で争うことになる可能性があり、その場合には複雑化長期化する(第14条)
- ・ 未遂や過失犯も対象となる(第40条の2-3)
- ・ 貿易委員会が処罰を下すことができる(第40条)
- ・ 輸入増、ダンピングなどの産業被害調査がある(第3-5章)

4. 侵害の発見から解決までのフロー

大韓民国(以下、韓国と略称)は、朝鮮半島の南部40%を占め、国土10万平方km(日本の約1/4)に人口約5,040万人が居住する民主共和国で、広域自治団体はソウル特別市、世宗特別自治市と6箇所の広域市(仁川広域市・大田・光州・大邱・釜山広域市・蔚山)、8か所の道(京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・江原道・慶尚北道・慶尚南道)と1か所(済州)の特別自治道の合計17か所が設置されている。

主要産業は、電気・電子機器、自動車、鉄



鋼、石油化学、造船である。主な輸出産品は石油製品、集積回路など、乗用車、電話用機器・部品、液晶デバイスなどである。取引相手国は中国、アメリカ、日本が中心で、韓国と日本は相互に第 3 位の貿易相手国である。日本からの主な輸出は、半導体、鉄鋼板、プラスチック製品、光学機器である。

4. 1 侵害の発見

侵害であると疑われる物品（以下、被疑侵害品）は、韓国市内の市中や販売代理店、ディーラーからの通報、顧客や得意先からのクレームや連絡、或いは展示会などで発見されたとの通報により発見されることが多い。最近では、模倣品被害の報告が減少しているとの報告はあるものの、インターネット上の通販サイトやオークションサイトでの被疑侵害品の発見が増えている。

また、韓国で発見される侵害品は、韓国国内で製造される被疑侵害品が中心であるが、外国からニセモノや模倣品が輸入されて販売されている。模倣品の約 20%弱が中国からの輸入品¹であり、市中だけでなく、税関で発見されることもある。

被疑侵害品は一般機械、電子部品、電気製品、自動車部品や日用品雑貨が発見されており、被害内容はデッドコピー、デザインやブランドの模倣、さらに類似技術の使用といった知的財産権侵害となっており、質の悪いニセモノから比較的一定の品質を有する模倣品や類似品が発見されている。

4. 2 証拠の収集

被疑侵害品が発見されたり、報告されたりした場合、被疑侵害品や被疑侵害行為に関する情報の把握、確認、収集のプロセスを踏んで、確実に正確な情報を確認し、後日の有効な対策に使えるように準備、対応する。

被疑侵害品の発見情報は、広範囲から入手するのが望ましい。その初期情報は比較的曖昧であることが多いため、それらを以下のように具体的に記録・整理する。

・発見日/発見者：

本社出張者、現地営業社員、消費者からのクレームなど

・発見場所：

都市名だけでなく、具体的な住所やビル名、会社名や販売店名

・侵害された自社製品：

自社のどのような製品・商品か、現行モデルか旧モデルか、海外向けモデルか日本国内向けか、部分的に模倣されていれば自社モデルのどの部分かなど

¹ 日本特許庁発行 2014 年度模倣被害調査報告書

・被疑侵害品の説明:

外見、色合い、機能、商標、デザイン、包装パッケージ、手触りなど詳しく。可及的に写真を確保する(技術的な被疑侵害品の場合、社内で技術検討を重ねる。分解写真なども準備)

・模倣品発見時の状況:

大型店舗で大量に陳列された、露天で少量発見した、オンラインショップで見つけた、張り紙やチラシ、カタログで発見した、営業の立ち回り先で話を聞いたなど。さらに、発見時の店内や周辺の様子などの記録を収集

・サンプルの入手/証拠:

個数、価格、領収証の有無、その他購入時の写真など状況証拠。後日の侵害分析や鑑定などのために可能な限り、複数個入手

・製造者・販売者の情報:

韓国国内製造か、中国などから輸入か、大手メーカー、零細無名企業かなど発見・購入過程で知りえた範囲をなるべく詳しく記録

被疑侵害品(以下、被疑侵害行為を含めて被疑侵害品という)を収集する目的は、収集された被疑侵害品に対する詳細な分析を行い、どの知的財産権が侵害されているのか、具体的には、自社のどの製品に関連しており、特許権、意匠権、商標権、或いは著作権が侵害されているか、現地の弁護士や弁理士に相談の上、その侵害事実の初期確認をすることにある。

なお、未登録の周知著名商標や有名製品の形態模倣など不正競争を主張しなければならない場合、現地の弁護士や弁理士に相談の上、自社の対象商標や製品の韓国での販売状況や関係資料について確認し、必要な証拠となる実績や資料を収集する。

4.3 侵害者の特定

侵害調査活動では、直接的及び間接的に侵害に関与する当事者がいることを前提とし、被疑侵害者の情報と関与している状況、被疑侵害品販売の範囲や店舗数、流通チャネルが想定されるのであれば製造や輸入から販売に係る被疑侵害者の全体像が特定できるよう情報収集を行う。製造や輸入にかかる情報が得られる場合は、製造業者、生産地、輸入業者、卸売業者など関係する会社の情報も併せて収集する。

韓国には知的財産権の侵害調査を行う調査会社は少なく、小規模であり、法制度も整備が遅れている状況もあること、さらに、外国企業の権利行使は現地の弁護士による手続きとなるため、独自に現地の調査会社に連絡を取るよりも、現地の法律事務所に相談し、目的にあった調査や将来の活用を考えた証拠収集を行うことが好ましい。

4. 4 権利行使の判断

ここでは、韓国での特許権、実用新案権、デザイン権、及び商標権の侵害を中心に権利行使における判断のポイントを整理する。下記の各項目は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で検討すべき事項であり、最終的な権利行使のプロセスを立案するタイミングでもある。従って、それぞれの準備や検討ができていない場合には、必要な手続きや対応を必ず行うことが肝要である。

1. まず、権利行使の目的を明確にし、目的に沿って、費用対効果、期間、求める結果につながる権利行使手段を確認、選択することに注意する。
2. 適切な知的財産権を保有している場合、対象となる特許権や商標権などの知的財産権が有効であり、適切な手続きで登録されていることを確認する。
3. 被疑侵害品のサンプルを購入し、関連の資料を含めて、対象となる知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較、分析し、権利範囲に入ることを確認する。必要に応じて、韓国の法律事務所による被疑侵害品の侵害鑑定を入手する。
4. 権利行使開始前に、被疑侵害者と判断している者が侵害者として被告適格であるかどうか、事業の評判や訴訟経験などについて、特に、民事訴訟を開始する場合は訴訟や損害賠償に応じることができる程度の資力や規模を有しているかについても判断する。
5. 被疑侵害者による侵害の規模、製造から販売までの商流、販売や在庫状況、権利行使の場所(裁判の場合は裁判管轄)、相手が所有する知的財産権などを最終確認する。複数の被疑侵害者が存在する場合、それぞれ詳細に確認し、ターゲットを決定する。
6. どのような救済を求めるのか検討する。主に、当該被疑製品の事業の重要性や将来を含めた事業への影響を評価し、侵害規模や被害の程度から簡単な警告、行政処分による侵害差止を求めるのか、時間をかけて損害賠償などを含めた民事訴訟や刑事訴訟までを行うのか、また、和解やライセンスなども視野に入れて検討する。
7. 現地の法律事務所の弁護士費用、翻訳や調査、旅費交通費など費用を含め、権利行使にかかる費用を予測される権利行使ルートごとに見積り比較する。
8. 特許権による民事訴訟を決定している場合、特許の権利範囲確認審判手続き、無効手続きを被疑侵害者から受けた場合の対策を行う。なお、特許権者は自ら積極的な権利範囲確認審判を請求することもできる。
9. 商標権による権利行使の場合は、対象の商標権の使用実態を調べ、被疑侵害者から不使用取消審判や不使用による非侵害の主張を受けた場合の対策を行う。

10. 損害賠償を請求する場合、特に特許権侵害の場合は損害額を立証する証拠を収集する。
11. 具体的な権利がなく、未登録商標や有名商品のデザインによる不正競争の主張をする場合、対象の商標や製品の使用証拠、一定の著名性を示す証拠、またリリース直後の新製品である場合は制作 3 年以内であることを立証する証拠を収集する。
12. 韓国の知的財産権の権利証書、法律事務所への委任状、その他必要な関係書類を準備する。例えば、登録証、委任状、法人登記簿など全ての必要書類を正しく準備する。委任状の公証認証は不要である。
13. 最終的に告発や提訴で使用する被疑侵害者の侵害証拠、例えば、侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類を固定するとともに、被告となる被疑侵害者の登記情報など固有情報を確認する。証拠の公証は証拠能力の不足、客観性の不足の場合には、現地代理人と相談の上対応する。

4. 5 警告状

韓国で被疑侵害者や模倣業者に警告状を発送するかどうかは、最初に検討する事項である。相手の状況を判断し、反応を想定しながら注意深く検討し、警告をするかどうか決めることが好ましい。

警告状発送の意義は、相手の侵害行為を権利者が認識していることや対象となる権利が存在することを通知することにある。被疑侵害者が小規模の製造業者や販売会社の場合、十分な検討なく警告や警告書を送付すると、相手が侵害品を隠ぺいや隠滅したり、隠遁したり、予定した簡単な処分や交渉すらできないことになり、目的を達成できない惧れがある。一方、被疑侵害者が一定規模の販売会社の場合は、商標権侵害の警告状を送付し、交渉により解決できることが多く、製造者情報を提供させたり、他の侵害者の情報を提供させたりといった活用ができる場合もある。また、自社の権利の状態、相手の侵害の程度、ビジネス上の問題による柔らかな表現の警告状にしたり、警告状の形式をとらずに、軽い警告程度の通知書や案内書の形式で相手に知らせ、対応を促したり、進展を確認したりする方法も検討する。

警告状を送付する場合、韓国の弁護士に警告書案の作成を依頼するとともに、送付前に十分な証拠を確保し、被疑侵害者の調査などには十分な注意を払わなければならない。また、被疑侵害行為の規模が比較的大きく、被疑侵害者も相応の事業規模がある場合には、警告状送付前に積極的に権利範囲確認審判をすることも検討する。

警告状に記載する事項は、次の通りである。

- ① 被疑侵害者と代表者名
- ② 知的財産権者の情報
- ③ 侵害されている具体的な知的財産権の情報(登録番号や商標など)
- ④ 侵害が発生している場所
- ⑤ 被疑侵害対象製品やサービスの具体的な内容(製品名と型番など)
- ⑥ 被疑侵害者に対する要求(例えば、侵害中止、侵害品や関連装置の廃棄など)
- ⑦ 応答期限

警告書を送付する目的は侵害行為の中止、或いは話し合いによる和解に持ち込むことである。警告に応じる場合は、弁護士の協力を得て、和解契約を締結し、侵害品の引渡、侵害品入手先の情報提供、製造の中止、関係製造機器や在庫の廃棄或いは引渡、侵害行為を繰り返した場合の違約条件などを定める。契約に違反した場合は、契約違反の訴訟を起こすことができる。

警告状の発送にあたっては、受領者、発送者と発送方法を検討する。受領者は、製造者、販売者、或いは輸入者が考えられる。複数の侵害者が存在する場合、商流の全ての侵害者に発送するか、集団での侵害の場合、最大手の侵害者にするのかなどを検討し、適切な受領者を決定する。また、発送者は知的財産権者、現地法人や代理店、或いは現地の法律事務所、いずれにするか状況に応じた選択をする。韓国では、大手の法律事務所名で送付することは、その効果を比較的に期待することができる。なお、警告状は内容証明郵便を利用し、被疑侵害者の代表者とするなど、将来の訴訟などを考え、確実な受領を確保する。

4. 6 予想される抗弁(特許権、商標権)

警告状を受けた被疑侵害者は、自由技術や非侵害、権利無効を主張するとともに、一般的に次のような対応を取ることが予想される。特許と商標に関する被疑侵害者の抗弁や対抗策、及びそれらに対する対抗策を次のようにまとめることができる。

特許権	商標権	対応策
非侵害、営業妨害、脅迫罪で逆提訴		侵害証拠の確定
公正取引違反	—	特許権濫用主張の事実調査
先使用の主張		使用実態調査で開始日の確認
消極的権利範囲確認審判		均等論、禁反言、間接侵害や利用関係 特許存在の有無と事前確認
無効審判		有効性鑑定、出願手続き上の瑕疵確認
—	3年不使用取消	韓国国内での使用状況調査
特許権侵害提訴	—	相手の特許調査と判定

刑事告訴に誣告罪の主張	侵害証拠確定と関係機関との事前調整
-------------	-------------------

上記のように被疑侵害者の抗弁や対抗策には、被疑侵害ごとにその内容が異なり、安易な対応にはリスクを伴う場合が多いため、現地の法律事務所と想定される抗弁や対応を検討する。権利の種別毎に権利行使できない例外規定があるため、「3. 侵害の定義」の対象外規定を参照してください。

4. 7 侵害に対する法的措置

知的財産権者が取りうる被疑侵害者に対する対抗措置は、主に下記の表の通りであり、それぞれの措置にかかる期間、費用、メリットやデメリットをまとめた。

自発措置	行政措置			司法措置	
警告状	調停	通報	輸入差止	民事訴訟	刑事告訴
(処理主体)					
権利者 調停機関	調停機関 ²	通報センター ³ 商標特別隊 ⁴ サイバー捜査隊 IPOMSモニタ ⁵ 貿易委員会	税関	法院	検察
(目的・結果)					
和解 許諾契約	和解調停 調停勧告	侵害中止 是正措置	輸入差止	侵害差止 損害賠償	侵害差止 処罰
(期間・コスト)					
1-4 か月	2-4 か月	7 日-8 か月	10-15 日	8-24 か月	6-8 か月
低コスト	低コスト	低コスト (貿易委員会を除く)	低コスト	高コスト	低コスト
(メリット・デメリット)					
短期決着 自由度	法的効果 自由度	誰でも申告可 即時性	即時性 経済的打撃	法的効果 損害賠償	法的効果
拘束力なし 証拠隠滅	交渉の難度	一定侵害規模	抜取り検査 提訴が条件	立証義務 権利攻撃	侵害立証

² 産業財産権紛争調停委員会、韓国著作権調停委員会

³ 韓国知的財産庁偽造商品申告センター

⁴ 知的財産庁商標権特別司法警察隊

⁵ 韓国知的財産保護協会による知的財産保護オンラインモニタリングシステム

インターネット上の侵害や模倣については、費用対効果や早い効果を得るためにも、韓国知的財産庁の偽造商品通報センターや商標権特別司法警察隊、又は警察庁のサイバー捜査隊への通報により対応することが簡便である。また、外郭団体である韓国知的財産保護協会が運営する知的財産保護オンラインモニタリングシステム(IPOMS)は、オンライン上の様々なショッピングモールを24時間ロボット検索し、模倣商品として疑わしい商品を自動的にピックアップし、上記の各組織に通報するものであり、会員になり対象の商標やブランドを登録し、サービスを受けることも対策の一つであろう。また、中国などからの輸入による侵害が顕著であれば、貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)に商標権や著作権を税関登録することにより、早く効果を得ることが期待できる。

一方、侵害の程度が高く、被害の規模も大きいために事業への影響が長引くことが予想され、司法による法的効果のある侵害差止や損害賠償を求めることが適切であると判断する場合は、証拠準備、権利範囲確認審判を経て、民事訴訟或いは刑事告訴による判決を求めることが望ましい。しかし、こうした司法による手続きには、費用と時間がかかるばかりでなく、強く安定した権利を保有していることや被疑侵害者からのカウンター攻撃を受けても対応できる権利と体制があること、そして、信頼できる現地弁護士を確保することにも注意が必要である。

5. 侵害に対する救済手段

5.1 行政による救済

韓国では行政による模倣品対策が積極的に展開されており、以下、簡単に行政機関の活動を紹介する。

●偽造商品申告センター

韓国知的財産庁の知的財産権の保護活動を担当する産業財産保護チームは、偽造商品の申告窓口として偽造商品申告センターを設置し、申告された偽造商品情報に対して、警察庁や検察庁との協力支援により取締り活動を行なっている。

2006年1月より偽造商品申告者に対する褒賞金制度⁶が導入され、偽造商品申告は活性化している。インターネット上の偽造品の申告が多く、年間2,500～3,000件の申告がある。なお、検察、警察、商標権特別司法警察隊に申告しても同様に処理される。2015年現在の褒章実績は年間200件弱である。褒章は、分別のない申告を防ぐ目的もあり、限度額を1人当たり5件まで又は1千万ウォンの制限があり、偽造対

⁶ 知的財産庁訓令第440号「偽造商品申告者に対する褒賞金支給に関する規定」

象額が真正品価格で1千万ウォン以上であれば申告を受け付ける。

申告手続きと支給

商標法及び不正競争防止法に違反する偽造商品の製造者又は販売業者を発見した場合、誰でも申告可能である。申告対象は、実際に検察が申告事案を起訴又は起訴猶予処分を下した場合のみ、当該摘発の規模に応じて褒賞金が支給される。口頭のみでの申告や既に捜査機関が調査、捜査に着手していた事案は対象外となる。

●知的財産保護オンラインモニタリングシステム(IPOMS)

韓国知的財産庁の外郭団体である韓国知的財産保護協会(KIPRA)は、インターネットサービス事業者による自主的規制や企業、消費者などからの通報に基づく人手による監視と摘発の現状を打開するため、ロボット検索による24時間モニタリングシステムを構築し、運営している。

2015年現在、200程度のブランドが検索対象となっており、年間5,000以上のサイトを販売中止や閉鎖するといった実績を上げている。日本企業には会員になることを条件に、ブランドのモニタリング支援を受けることができる。なお、KIPRAは権利行使や執行は行わない。

模倣品の発見と通報

- ① インターネットショッピングモール上の商品情報をロボット検索し、被疑商品情報を自動的に収集する
- ② 収集情報をモニタリング確認者に送信し、模倣商品の真贋判定をする
- ③ 判定結果をインターネットショッピングサービス事業者及び権利者、必要に応じて検察、警察、映像放送委員会などに通報する

●商標権特別司法警察隊

韓国知的財産庁には、2010年8月に「商標権特別司法警察隊」が設立⁷され、ソウル、大田、釜山の3地域に取締事務所が設置されている。従来の偽造商品の製造・販売などの調査及び是正勧告の権限に加え、押収・搜索・拘束など実効性のある取締りが可能となった。

職務範囲

- ・偽造商品製造販売などの調査・是正勧告、押収・搜索・拘束、及び処罰
- ・商標法上の商標権侵害者に対する刑事処罰

⁷ 刑事訴訟法第197条は、警察官とは別に「森林、海事、専売、税務、軍捜査機関その他の特別司法警察官吏」を定めており、「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」により設置された。

・不正競争防止法上の著名商標模倣者に対する刑事処罰

●サイバー捜査隊

警察庁に 1995 年ハッカー捜査隊が発足後、2000 年 7 月に正式名称を「警察庁サイバー安全局」に変更し、ハッキング、ウィルス製作及び流布など各種コンピュータ犯罪の捜査・摘発を担う韓国警察庁のサイバー犯罪専従捜査機関として、全国の地方警察庁に設置されている。そのため、オープンマーケットや個人ショッピングモールでの商標権侵害やデザイン権侵害、著作権侵害の疑いのある模倣品が販売されているケースにも積極的に対応しており、模倣品対策には有効である。

手続と執行

- ① サイバー安全局ホームページから通報する。或いは、被疑犯罪者の確認や処罰を望む場合は、警察署に直接相談するか、陳情書や告訴状/告発状を提出する
- ② サイバー捜査隊が被犯罪者の犯罪行為を確認後、捜査に着手する
- ③ 被犯罪者を召還して取調べ、刑事告訴し、検察が量刑や罰金を決定する

5. 1. 1 税関による取締

韓国にはソウル、仁川空港、釜山、仁川、大邱、光州など全国に 46 ヶ所の税関があり、輸出入貨物や物品の監督管理、審査、調査取締及び課税などの業務を行っている。WTO/TRIPs協定に基づき、輸出入品の知的財産権にまつわる管理は、関税法第 234 条(輸出入の禁止)、第 235 条(知的財産権の保護)及び知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示に基づき処理しており、商標権、著作権、植物品種保護権、原産地表示権、特許権、実用新案権及びデザイン権を侵害する物品の輸出入は禁じられている。特許権などは判断も難しく、商標権と著作権の侵害が対象であり、他の知的財産権の侵害取締りの実績は殆どない。ここでは商標権侵害の取締を概括する。

●税関登録手続き

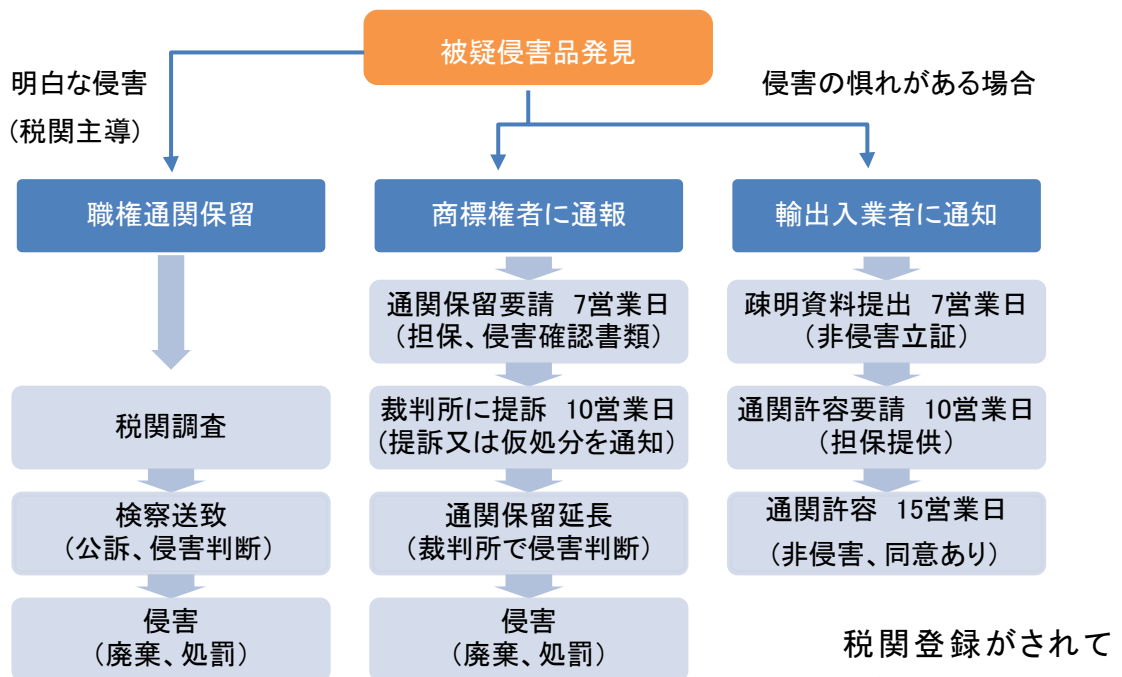
税関は上記の知的財産権を水際で保護する執行機関であり、韓国での知的財産権を事前に税関へ申告しておくことで、税関の通関手続きプロセスで対象権利の被疑侵害物品が発見された場合に通関を保留することができる。税関登録の申告は 2010 年 4 月から貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)が税関の業務委託を受けて一括で対応しているため、各地の税関ごとに個別に対応する必要はなく、知的財産権統合情報管理システム(IPIMS, <http://portal.customs.go.kr>)にアクセスし、税関登録や参照手続きをすることができる。なお、外国企業は現地での対応も必要になるため、申告者を現地の法律事務所或いは現地法人が手続きをすることが好ましい。有効期間は 3 年間で、満了の 2 か月前から更新することができる。

商標権申告に必要な書類

- ① 所定様式の申告書
- ② 代理人に対する委任状及び法人印鑑証明書
- ③ 真正品のカタログ又は写真2部(関税庁報告用と税関保管用)
- ④ 商標登録原簿のコピー2部
- ⑤ 韓国国内の使用権者や販売権者の情報(ホワイトリスト)
- ⑥ 被疑侵害者リスト(ブラックリスト)
- ⑦ その他(真正商品の製造価格、外国での商標登録状況、及び真贋鑑定方法など)

●税関での侵害品発見から救済までの手続き

税関は、通関手続き中に被疑侵害物品や偽造品を発見した場合、商標権の税関登録の有無に関わらず、職権で商標権者に真贋判断を求めるために通関を保留することができる。侵害と判断された場合、検察の指揮下で物品の廃棄や輸出入者を処罰する。税関での抜き取り検査は通関総量の10%弱を対象に実施されている。



並行輸入について

韓国では、真正品の並行輸入、出所の同一性や品質の同一性がある商品の並

行輸入、及び並行輸入前に国内で独自に形成された商標に対する信用毀損がない並行輸入を認めている。2012 年 8 月から韓国関税庁は並行輸入物品通関認証制度(合法的に通関手続きを経た並行輸入物品に輸入者、品名、商標、通関日などの通関情報を盛り込んだ QR コードの表示)を導入し、通関認証対象業者の選定基準緩和及び通関認証対象商標を次第に拡大している。原則的に並行輸入は幅広く許容し、一部例外的な場合にのみ禁止している。

並行輸入が認められない条件は下記の場合に限定される。

- ① 国内専用使用権者が商標権者と同一でなく、製造のみを行う場合
- ② 外国商標権者と国内商標権者が同一人関係にない場合

また、公正取引委員会は下記のように不当な並行輸入阻止行為を規定⁸しているため、並行輸入品対策をする場合、現地弁護士と相談しながら慎重な対応をする。

- ① 輸入真正商品の購入妨害
- ② 販売業者に対する並行輸入品の取扱い制限
- ③ 並行輸入品の取扱販売業者に対する差別的取扱
- ④ 並行輸入品を取扱った販売業者に対する製品供給拒絶・中断
- ⑤ 並行輸入品を取扱う小売業者に対する輸入品の販売制限

5. 1. 2 貿易委員会による取締

不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律は、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、半導体集積回路の配置設計権及び営業秘密の侵害、或いは原産地表示を違反する物品の輸出入、販売、製造行為などを不公正貿易行為として禁止し、貿易委員会(KTC)を通じて、その救済を図っている。

●不公正貿易行為の類型

- ① 海外から知的財産権侵害物品などを同一供給者が国内に供給する行為；
- ② 知的財産権侵害物品などを輸入し、販売する行為；
- ③ 知的財産権侵害物品などを輸出、輸出を目的として国内で製造する行為；
- ④ 原産地表示の虚偽・変更又はその表示のない物品などを輸出入する行為；
- ⑤ 品質などの虚偽・誇張表示した物品などを輸出入する行為；
- ⑥ その他、韓国の対外的信用を損傷させ輸出入に支障が生じる行為

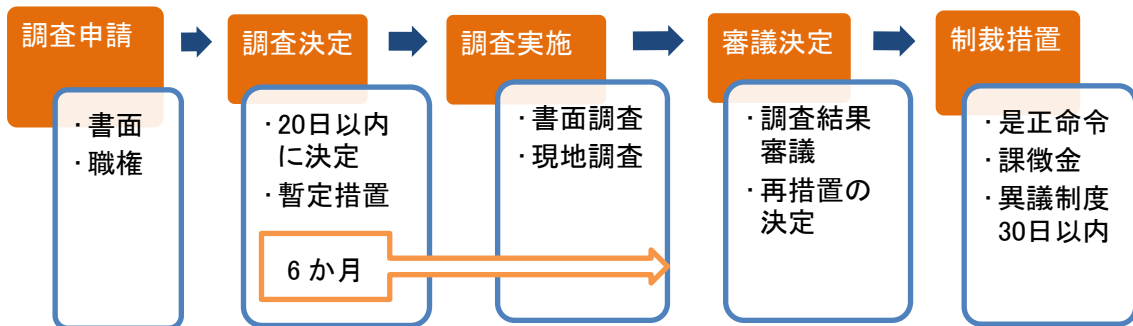
●貿易委員会での申請から救済までの手続き

不公正貿易行為の事実があると認められる場合、何人もこれを調査するよう貿易

⁸ 並行輸入における不公正取引行為類型に関する告示(第 1998-18 号)

委員会に書面で申請することができる。また、貿易委員会は職権で調査を開始することもできる。調査申請は、違反行為があった日から 1 年以内にしなければならない。なお、実効性を高めるため、申請者に対する褒賞金規定がある。

申立人は侵害の事実を立証する義務があり、具体的には申請書に不公正貿易行為に加えて、侵害を受けた知的財産権の内容及び証明資料を添付しなければならない。例えば、登録証のコピー、紛争や民刑事上の記録、ライセンス契約書、外国での関連知的財産権取得リストに加え、調査対象物品のモデル名、特徴、製造プロセス、用途などの製品に関する説明と調査対象物品に関する輸出入状況についても申請書に記載する。



貿易委員会は調査開始決定から 6 か月以内(2 か月延長可)に調査を完了し、違反行為があった場合は是正措置命令を出すことができる。違反物品などの輸出・輸入・販売・製造行為の中止、また、違反物品の搬入排除及び廃棄処分、訂正広告、是正命令事実の公表、その他の是正のために必要な措置を命じることができる。この是正措置命令に違反した者は、3 年以下の懲役又は 3,000 万ウォン以下の罰金が科される。また、履行期限内に応じない者には履行強制金を科すことができる。

課徴金は、取引金額に 30%を乗じた金額、10 億ウォンを超える場合は、それぞれの課徴金が決められている。原産地表示違反行為に対しては、3 億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

5. 2 民事救済

韓国の司法制度は、大法院を頂点に高等法院、地方法院及び家庭法院或いは専門管轄のある行政法院から構成される。他に憲法裁判所や軍事法院があるが、ここでは省略する。民事事件は原則、三審制度を採用している。

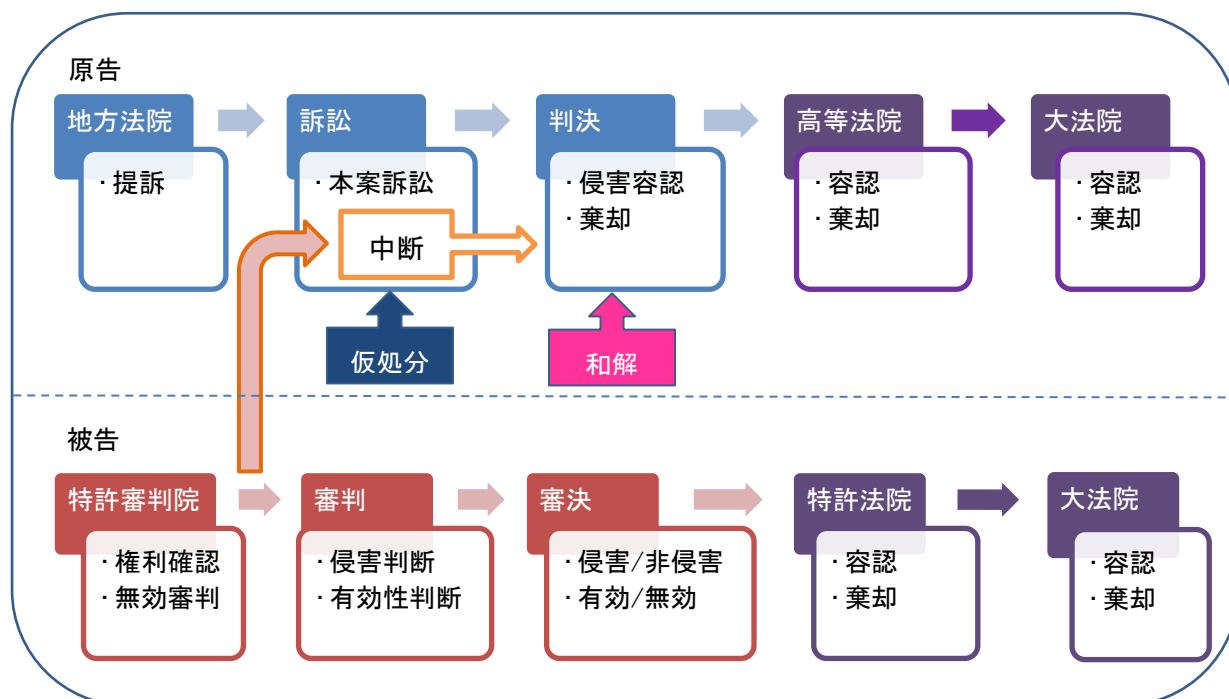
大法院はソウルに所在し、高等法院や

韓国の司法制度(概要)

大法院（Supreme Court）		
高等法院		特許法院
地方法院		
9 家庭法院・行政法院		特許審判院
民事	刑事	行政

特許法院の上告事件についての終審判断を下す裁判権を有している。高等法院は、ソウル、釜山、大邱、大田、及び光州とその特別法院が済州に設けられ、全国に6か所あり、地方法院などの上訴の裁判権を有する。地方法院は全国に18か所あり、殆どの民事及び刑事事件の第一審裁判権を有する。知的財産権侵害の第一審は地方法院が受理する。特許などの知的財産権に対する無効審判などの行政事件は特許審判院が第一審で、行政不服訴訟は特許法院への上訴となり、二審制のような形になる。なお、弁理士は訴訟を代理できないため、弁護士と弁理士の選定も併せて行うことが良い。

民事訴訟と特許審判院での紛争の相関図



知的財産権者が被疑侵害者の違法行為を対象とする民事訴訟を提起した場合、被疑侵害者の殆どは権利範囲確認審判或いは無効審判を特許審判院に申立てることになる。この場合、特許法その他の知的財産法の規定により、本案訴訟は対象となる知的財産権の紛争が終了するまで中断することになる。つまり、行政審判が行われるために民事訴訟の審理が長期化し、費用も高額になることに注意が必要である。

一方、訴訟の進め方としては、本案訴訟を進める民事訴訟とするか、仮処分を請求するか、或いは、和解をにらんだ係争とするのかも予め想定して民事訴訟を開始すべきである。ここでは、民事訴訟、仮処分、及び和解について概説する。

5. 2. 1 民事訴訟

民事訴訟の手続きは下記の通りである。

(1) 民事請求権

① 差止請求権

権利侵害又はそのおそれがあれば足り、故意又は過失は要件でない

② 損害賠償請求権

不法行為により、故意・過失かつ違法な侵害による損害があり、侵害と損害発生の上に合理的な因果関係としての蓋然性があればよい

特許権の場合、損害額の推定(特許法第 128 条)

実用新案権の場合、損害額の推定(実用新案法第 30 条)

デザイン権の場合損害額の推定(デザイン保護法第 115 条)

商標権の場合、損害額の推定(商標法第 67 条)

法定損害額 5 千万ウォン以下(第 67 条の2)

③ 信用(名誉)回復請求権

特許権、商標権を含む殆どの知的財産権関連での救済が認められる

特許権の場合、侵害のみでは信用失墜とは認められず、侵害品が粗悪な場合などを理由とした業務上の信用失墜があることを立証することが必要である

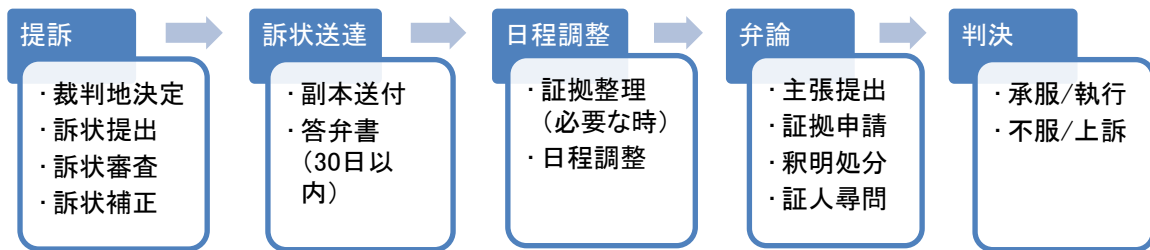
④ 不当利得返還請求権

損害賠償請求権の消滅時効が成立しても、10 年間は行使できる

(2) 裁判地

韓国では土地管轄と事物管轄により裁判管轄権が決定されるが、一般的には土地管轄が特許侵害の民事訴訟に適用されている。ところで、2002 年の改正民事訴訟法第 24 条の規定により、普通裁判籍や不法行為地の特別裁判籍などは管轄裁判所の所在地を管轄する高等法院がある地方法院にも訴えが提起できるようになり、現在は、ソウル、釜山、大邱、大田、及び光州の地方法院に集中している。ソウル高等法院に隣接するソウル中央地方法院では、外国人/外国法人の特別裁判籍事件が数多く処理されている。

(3) 訴訟手続き



3.1 提訴

① 訴状提出準備

- (a) 原告の決定: 特許や商標の権利者、或いは専用実施権者
- (b) 侵害対象の特定: 知的財産権の特定、侵害の特定と証拠
- (c) 主張内容の特定: 被侵害主張権利と侵害の立証
- (d) 侵害鑑定の準備: 特許侵害の場合、第三者鑑定書
- (e) 損害賠償の特定: 損害額の決定と立証 (請求しない場合は不要)
- (f) 書類提出命令の活用: 損害額算定のための証拠収集する場合
- (g) 秘密維持命令の活用: 営業秘密が関与する場合
- (h) 証拠保全の活用: 証拠の滅失、製造方法などの場合

② 提出書類等

- (a) 訴状
- (b) 委任状 (法人代表者の代表印押捺)
- (c) 代表者の印鑑証明
- (d) 会社の履歴事項証明書
- (e) 訴額に合わせた印紙代
- (f) 副本送達料

3.2 弁論日の決定

- ① 裁判所は、30 日経過後、弁論日を当事者に通知する
- ② 技術説明や争点整理が必要な場合は、弁論準備日を通知する
- ③ 必要に応じて、技術説明会や争点整理会議を開催する

3.3 弁論 (集中審理)

- ① 原告は、侵害の主張や立証を行う
- ② 裁判所は、証拠調べや証人尋問を行う
- ③ 被告は、非侵害、先使用、公知技術の抗弁、権利無効などを主張する

通常、弁論準備日 2～3 回、弁論日 3～4 回程度で、判決に至る。各開催期間は約 4

～5 週、鑑定手続きがなければ、1 年ほどで判決に至る。鑑定手続きは 3～8 ヶ月、損害賠償請求がある場合、損害賠償額の審理に必要な期間 3～6 ヶ月程度かかるため、判決までに 1～1.5 年がかかる。

3.4 判決

- ① 裁判所の判決は、言渡しにより対外的に成立する
- ② 最終弁論から 2 週間程度で言渡しがなされる
- ③ 被告は、言渡し受領後、2 週間以内に原審に上告することができる
- ④ 再審事由がある場合は、30 日以内に再審請求することができる
- ⑤ 確定判決により、強制執行をすることもできる。損害賠償のために強制執行を行うためには、予め被告の財産調査や財産の仮差押えなどを行う

5. 2. 2 仮処分

保全の緊急性がある場合には、裁判所に仮処分を請求することができる（民事執行法）。被疑侵害者が警告状にも拘らず侵害を中止せずに被疑侵害行為を継続し、被害額が大きくなるような場合、知的財産権者は、裁判所に侵害差止仮処分申請を提起することができる。一般的には刑事告訴と共に仮処分申請を提起することで、侵害差止の実効性がある。仮処分申請から仮処分決定が下されるまでの期間は、事案により異なるが、通常、2 か月から 6 か月である。

実務上は、裁判官が保全する必要性があると判断した場合とされてきたが、緊急性が必要でなければならないとされている。こうした保全の必要性には、特許発明品が持つ顧客獲得レベルの高低につながる、商品の品質の差、同種商品の有無、競業の程度とマーケットシェア、利益率などを合わせて検討し、回復できない損害がどれだけ生じるかにより、判断しなければならないとされている。仮処分の執行は、その仮処分決定の告示を受けた後 14 日以内にしなければ仮処分決定の効力が失われるため、執行期間に常に留意しなければならない。

(1) 要件

1. 保全される権利があること
2. 侵害行為があること
3. 保全の必要性(緊急性)があること
4. 一定の保証金を供託すること

保証金基準: 1 年分の予想利益、2～3 年分の損害の 1/3、6 ヶ月分の利益など

(2) 審理

1. 書面審理
2. 審尋手続
3. 口頭弁論

疎明(証明)義務:要件事実に対する当事者の主張が一応真実なものであるという心証を裁判官に形成させる程度の立証が必要である

(3) 仮処分

1. 執行命令
2. 執行は 14 日以内であり、これを過ぎると執行できない

5. 2. 3 民事訴訟上の和解

和解とは、当事者間の直接的かつ自主的交渉を通じた互いの譲歩により紛争を解決する方式である。和解は、裁判外で民法上の契約の形態としても認められ、民事訴訟法上も提訴前の和解と訴訟上の和解がある。

訴訟上の和解は、係属中の訴訟対象物である知的財産の権利関係に対して、当事者双方が譲歩し、裁判所で一致した陳述を行い、裁判所の指導の下、和解調書を作成し、訴訟を終了する手順となる。この和解調書には、確定判決と同じ効力がある。

5. 3 刑事救済

刑事告訴とその訴訟の手続きは下記の通りである。

(1) 刑事罰の対象

- ・ 特許法は、特許に関する犯罪として、侵害(第225条)、偽証(第227条)、詐偽行為(第229条)、虚偽表示(第224条、第228条)、秘密漏洩(第226条)を規定し、これに対する刑事的制裁を定めており、当事者の虚偽の陳述、書類などの不提出、欠席などに対しては過料の制裁(第232条)を定めている
- ・ 商標法は、侵害(第93条)、偽証(第94条)、詐偽行為(第95条)、虚偽表示(第96条)、秘密漏洩(第96条の2)を規定し、これに対する刑事的制裁を定めている
- ・ 不正競争防止法は、不正競争行為(第2条第1号)をした者と許可なく外国の国旗・国章を商標として使用した者を処罰し、また、営業秘密侵害行為に対する罰則も設けている(第18条)。ただし、不当なドメインネーム登録行為と製品形態模倣行為(デッドコピー)に対しては、刑事的な処罰の適用を明示的に除外している(第18条第3項第1号)
- ・ 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律では、知的財産権侵害物品などの輸出入、国内販売、製造行為などに関する貿易委員会の是正命令に違反した場合、刑罰を科している(第40条第1項第2号)

(2) 親告罪

- ・ 特許権、実用新案権、デザイン権、著作権法に対する侵害罪は親告罪である(特許法第225条第2項、実用新案法第45条、デザイン保護法第220条、著作権法第140条)。しかし、商標権及び営業秘密の侵害罪は親告罪ではない
- ・ 告訴は、刑事訴訟法の規定により犯人を知った日から6ヶ月以内にしなければならず(刑事訴訟法第230条)、一審判決の言渡前まではこれを取消ことができ(刑事訴訟法第232条)、共犯者の一部の者に対する告訴又はその取消は他の共犯者に対しても効力がある(刑事訴訟法第233条)

(3) 両罰規定⁹

- ・ 特許法は、侵害(第225条)、虚偽表示及び詐偽行為(第228条、第229条)に、行為者の外に、その法人又は個人に対しても罰金刑を科している(第230条)
- ・ 商標法にも、侵害罪(第93条)、詐偽行為の罪(第96条)、虚偽表示罪(第95条)に両罰規定がある
- ・ 不正競争防止法にも、不正競争行為と外国の国旗などの使用行為に両罰規定がある(第19条)
- ・ 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律にも、知的財産権侵害物品などの輸出入、国内販売、製造行為などに関する貿易委員会の是正命令違反に両罰規定がある(第41条)

(4) 訴訟手続き

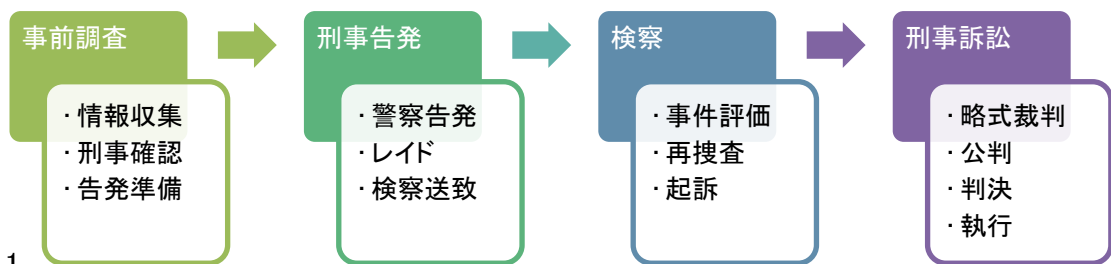
被疑侵害者とその証拠収集により確保した証拠、特に、被疑侵害品を購入した時の領収書、販売店の住所や略図、店舗の写真や被疑侵害品の現場での写真、被疑侵害者の名刺などを入手する。韓国内で得られた証拠が知的財産権を明確に侵害している場合は、手続の迅速さや費用の面から刑事手続を取るのが一般的である。

刑事事件として手続を進める場合、下記の何れにするかを検討する。

- ① 捜査機関への情報提供を通じて取締りを依頼するか(認知事件)
- ② 検察に告訴状を提出するか(刑事訴訟)

侵害判断が明確でない場合は、刑事手続で不利な結果となると、その後の民事訴訟に不利な影響を及ぼすため、民事訴訟を先に進め侵害を確定する方が好ましい。

⁹ 法人又は個人がその違反行為を防止するために該当する業務に関して相当な注意と監督を怠っていない場合には、両罰規定を適用しないとする制限規定があるため、法人などが常に処罰を受けるというわけではない。



4.1

刑事告発

- ・被害者は犯罪を告訴することができる(刑事訴訟法第223条)
- ・告訴又はその取消に代理人を選定することができる(第236条)
- ・親告罪の場合、時効は犯罪事実を知った日から6ヶ月である(第230条第1項、特許法第225条)
- ・誰でも捜査機関に犯罪事実を申告し、訴追を求めること(告発)ができる(第234条)
- ・告訴又は告発は、書面又は口頭で、犯罪地、被告人の住所、居所又は現在地を管轄する検事又は司法警察にしなければならない(第4条、第237条)

4.2 レイドと検察送致

- ・司法警察官が告訴又は告発を受けた場合、迅速に調査して関係書類と証拠物件を検事に送付しなければならない(第238条)
- ・犯罪の嫌疑を判断するために捜査機関は、裁判所から令状の発給を受けて、検事の指揮により搜索、押収を行う(第113条、第114条)

4.3 検察による処理

- ・検察は、告訴、告発、自首又は司法警察官などからの事件送致などにより事件を受理、捜査し、収集された結果から起訴(公判又は略式)、不起訴(嫌疑なし、告訴権なし、起訴猶予、犯罪とならない)などの処理方法を決定する
- ・ソウル中央地検刑事6部には、特許権侵害事犯に対する特許捜査諮問官が配置されている。特許捜査諮問官は検察の特許事件処理支援のために知的財産庁から派遣された契約職公務員であり、知的財産庁で審査官や審判官として10年以上勤務した経験のある専門家である。高度な知識が要求される特許分析が主要任務で、特許技術と被疑侵害技術を分析し、担当検事に侵害鑑定結果を通知するなど、全国の特許犯罪の捜査に対する諮問業務を遂行している
- ・検察が不起訴処分とする場合、高等検察庁に抗告することができ、(抗告事件は通常2ヶ月間審理)、抗告が棄却された場合、告訴人(被害者)は高等法院に裁定を申請できる。高等法院は裁定申請受理から3ヶ月で事件を審理するが、容認できる場合、検察は直ちに起訴する。なお、裁定の結果には不服を申立てることが

できない(検察庁法第10条)

- ・ 抗告又は再抗告以外に憲法訴願を提起できる(憲法裁判所法第68条)

4.4 刑事訴訟

- ・ 刑事訴訟の第一審は地方法院に提起される
- ・ 略式手続は、検事の請求により起訴と同時に書面でなされる(第449条)。法院は公判手続なく略式命令で被告人を罰金、科料又は没収に処することができる(第448条)
- ・ 上訴期間は、控訴と上告は7日、即時抗告は3日である
- ・ 上訴により、裁判の確定と執行が停止する。しかし、抗告は即時抗告を除いて停止の効力がなく、裁判の執行は上訴により停止をしない(第334条)
- ・ 再審は、対象となる知的財産権の無効審決又は無効の判決が確定したときのみ、請求することができる(第420条)

(5) 刑事罰と罰金

- ・ 侵害罪
特許権、商標権又は専用実施権を侵害した者には、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金(特許法第225条、商標法第93条)
- ・ 偽証罪
特許審判院で宣誓をしながら虚偽の陳述、鑑定又は通訳をした者、鑑定又は通訳をしたものには、5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金(特許法第226条、商標法第94条)
- ・ 虚偽表示罪
虚偽の表示をした者には、3年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金(特許法第228条、商標法第95条)
- ・ 詐偽行為罪
詐欺行為をはたらいた者には、3年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金(特許法第228条、商標法第96条)
- ・ 秘密漏洩罪
営業秘密などを漏えいした者は、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金(特許法第226条)。知的財産権庁、特許審判院、専門調査機関又は特許文書電子化機関の役員・職員・元職員が漏えいした場合も同様(特許法第226条の2)
- ・ 不正競争行為に対する罰則
違反した者には、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金(第18条第3項)
- ・ 営業秘密侵害行為に対する罰則
漏洩の行為者には、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金(ただし、5000

万ウォンを超えるときは、その利得額の2倍以上10倍以下の罰金（法18条、外国での行為には2倍を適用）

- ・ 産業技術の流出防止及び保護に関する行為
違反行為者には、10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金(第36条)
- ・ 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する行為
貿易委員会の是正命令に違反した者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金(第40条第1項第3号)

5. 4 その他の紛争解決

ここでは、知的財産庁の産業財産権紛争調停委員会による紛争仲裁及びインターネットアドレス紛争調停委員会による紛争仲裁について取り上げる。その他の知的財産権紛争の行政調停には、配置設計審議調停委員会、種子委員会、著作権調停委員会、営業秘密にかかる産業技術調停委員会による仲裁がある。

なお、韓国には行政仲裁以外に裁判外紛争解決手段(ADR)として、仲裁を大韓商事仲裁院が担当し、知的財産権関連紛争の調停と仲裁を行っているが、利用される件数は限られているようである。

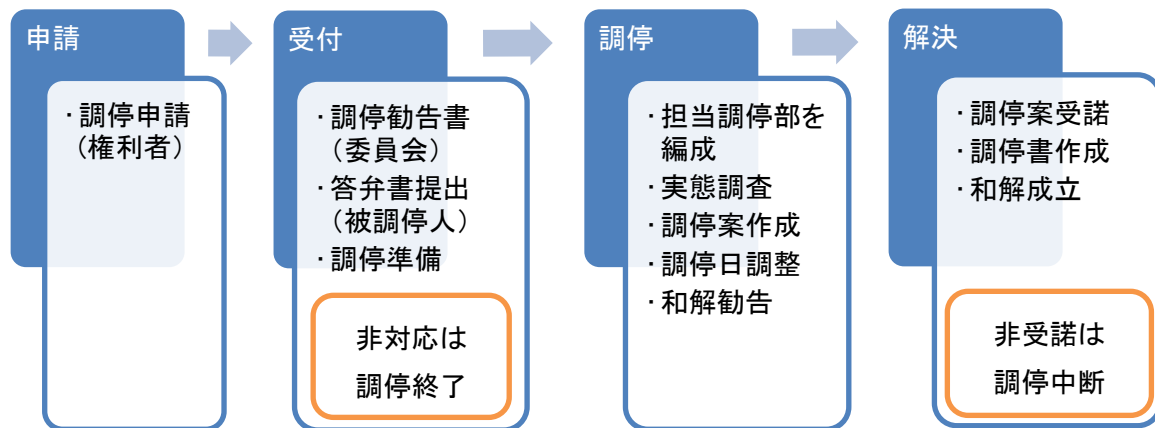
5. 4. 1 産業財産権紛争調停委員会による知的財産権紛争の仲裁

韓国知的財産庁は発明振興法、同施行令及び紛争調停委員会運営細則に基づき、産業財産権紛争調停委員会を編成し、個人発明家や中小企業などに対する簡便で利用しやすい紛争解決手段としての調停サービスを提供している。裁判や審判に比べて申請手続が簡便で、申請費用も弁護士や鑑定費用などを除き、無料で処理される。利用はあまり多くなく、年間 10 件弱の利用である。

また、非公開手続きのため企業の秘密が公開されず、調停合意が順調に進んだ場合、2～3 ヶ月の短期間で解決できるというメリットがある。さらに、調停委員会は和解による解決プロセスで、当事者の特許技術のクロスライセンス契約、技術協力契約など戦略的提携関係の可能性などを提案する役割も担っている。調停が不成立の場合は、訴訟その他の方法により紛争を解決することになる。

韓国知的財産庁は、知的財産庁所属の 3 級職以上の公務員、判事、検事、弁護士又は弁理士資格者、大学で助教授以上の者、非営利民間団体が推薦した者、その他知的財産権に関する知識と経験の豊富な者を対象に 15 名以上 40 名以下を委員として委嘱する。

調停委員会が調停の対象とする紛争は、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権に関連する事件（発明振興法第 29 条）で、効率的に紛争を調停するため、当事者が調停に応じることに合意した事件毎に 3 名で構成される調停部を設置し、調停業務を委嘱する。担当調停部は紛争の実態を確認し、合理的かつ公正な調停案を作成して、両当事者に対し、和解勧告をする。



調停が不調な場合は、弁護士費用などが掛かるだけになり、注意が必要である。和解書には、契約書としての一定の拘束力があるため、希望の和解条件に加えて、契約違反の場合の違約条項を充実させる。

5. 4. 2 インターネットアドレス紛争調停委員会によるドメインネーム紛争調停

2004 年 7 月 30 日に施行されたインターネットアドレス資源に関する法律に基づき、インターネット住所紛争調停委員会 (IDRC ; Internet Address Dispute Resolution Committee) が設置され、2009 年 9 月 10 日の改正法施行後は、法律による紛争調停に統合された。この改正により、.kr ドメインネームだけでなく、.com や .net などの最上位ドメインネームの紛争にも適用できると解釈されている。

従って、他人が不正目的で自己の商標又はサービスマークと同一或いは類似の文字を .kr ドメインネームとして登録することにより、権利が侵害された当事者は IDRC に紛争の調停手続を行い、救済を受けることができる。

一方、.com、.net などのトップレベルドメインネーム (gTLD) に関する紛争は、国際インターネットアドレス管理機構 (ICANN) が採択した統一ドメインネーム紛争解決規定 (UDRP) 及びその手続き規則とアジアドメインネーム紛争調停センター (ADNDRC) ドメインネーム紛争補充規則により国際的な紛争解決機関で処理されるが、2006 年に ICANN がドメインネーム紛争解決機関に指定した ADNDRC と IDRC 間で覚書が締結されたこと

で、ADNDRC のソウル事務所が処理することができるようになった。ここでは、ADNDRC のソウル事務所での手続きは省略する。

●IDRC でのドメインネーム紛争解決手続(.krドメインネーム)

インターネットアドレス資源に関する法律(AIAR: Act on Internet Address Resources)第 12 条は不正目的でのドメインネームなどの登録を禁止しており、何人も正当な権原がある者のドメインネームなどの登録を妨害したり、不正な目的でドメインネームなどを登録、保有又は使用したりしてはならない。そして、違法にドメインネームなどを登録、保有又は使用した者に対しては、裁判を通じて、その登録抹消又は登録移転を請求することができる(第 18 条)。

(1) 調停の要件(下記の何れかに該当すること)

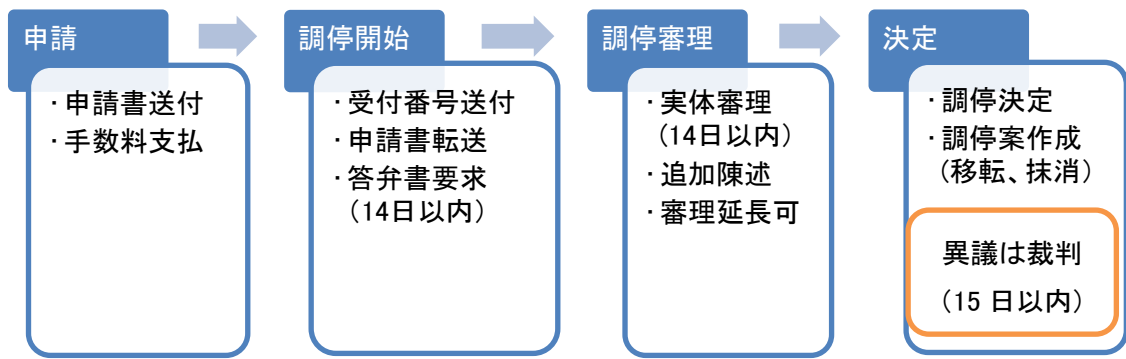
- ① 被申請人のドメインネームの使用が韓国で登録された申請人の商標権で保護される標章に対する権利を侵害する場合;
- ② 被申請人のドメインネームの使用が韓国で広く認識された申請人の商品又は事業と混同を生じさせる場合;
- ③ 被申請人のドメインネームの使用が韓国で著名な申請人の氏名、名称、標章又は商号などの識別力や名声を損傷する場合;
- ④ 被申請人のドメインネームの登録、保有又は使用が正当な権原を有する申請人のドメインネームの登録及び使用を妨害したり、不当利得を得ようとしたりする目的で行われた場合。

(2) 準備書類と調停手数料

- ① 紛争調停申請書
- ② 法人登記簿謄本或いは事業者登録証
- ③ 商標登録証、その他の権利証書
- ④ その他紛争調停申請の理由の補助資料(広告、新聞記事など)
- ⑤ 調停手数料インターネットアドレス1つにつき
1 人調停部(88 万ウォン)、3 人調停部(176 万ウォン)[2015 年現在]

(3) 調停手続き

調停決定案送達を受領日から 15 日以内に裁判所に提訴するなど異議を証明する書類が IDRC に送付されない場合は、調停決定案に異議がないものと見做される。決定が確定し、申請人の要請があれば、IDRC は遅滞なくドメインネーム登録代行者に決定内容を実行させなければならない。



6. 留 意 事 項

知的財産権者による警告や権利行使に対して、被疑侵害者は上記のように、さまざまな対抗措置をしてることが考えられる。また、次のような対抗策も予想されるため、注意が必要である。

- ・当方の権利を弱体化、無効化するためのカウンターアタック
特許権、デザイン権については消極的権利範囲確認審判や登録無効審判を、商標権については不使用取消審判などを請求してくる。当然、侵害訴訟などの手続き中にも無効の抗弁を主張する。
- ・時間稼ぎのための交渉と模倣品の消尽
権利者の要求に従うように見せかけて時間を稼ぎ、その間に模倣品を売りつくすことがある。
- ・デザインや設計変更
商標の態様や製品デザイン、包装パッケージなどを変更し、又は設計変更して、取締り対象を縮小し、とりあえず取締りを逃れる。
- ・逆提訴
侵害者が、権利者の法的措置に対して、不当であるとして妨害排除請求訴訟/業務妨害罪告訴/差止請求権不存在確認訴訟を起こす。
- ・マスコミプレイ
マスコミに対して、権利者の権利行使、行政機関などの取締りが不当であり、侵害者が正当であるかのような発言を流布する。これに安易に対応することは危険であり、対抗措置については韓国の弁護士のアドバイスが必須である。
- ・権利無効後の逆提訴
もしも権利行使後に権利者側の権利が無効となった場合には、不当利得返還請求、

故意過失による損害賠償請求、再審請求をしてくる可能性がある。

また、事後処理も重要である。侵害対策が成功裏に終了した場合でも、良い成果が得られなかった場合であっても、事後的に考慮対応しておくべき事項には次のようなものがある。

- ・不十分な知的財産権のポートフォリオの再構築や補完
- ・マスコミ対策
- ・関係機関への感謝表明

日本での販売直後で韓国での知的財産権が未だないような状況で模倣品が販売されている場合、不正競争防止法の商品主体誤認混同行為(第2条第1号イ目)及びデッドコピー(第2条第1号リ目)による対応を検討する。商品としての斬新性や「相当な投資と労力により構築された成果物」に該当することを主張できる可能性が高いため、現地弁護士と対応を検討する。

販売する製品に対しては、模倣対策用のラベル、パッケージや偽造防止技術を施すことが勧められる。欧米企業が販売する製品では、そうした対策がすでに取り入れた製品が増加している。模倣品に対しては、定期的なモニタリングや、その結果に基づく対策が必要であり、真正品を取扱う現地の代理店や販売店に対しては模倣や侵害に関する情報を継続して入手し、提供するような対応を求めることが重要である。

協力関係でいえば、現地で模倣品や侵害品の対策にかかわる国家警察や税関、及び代理人と友好的関係を構築し交流を図ることは、様々な情報の交換につながるため、関係行政機関との直接対話、現地の専門協会や団体を通じた対話を継続することは重要である。また、現地の模倣品対策団体との交流は有効で、政府に対するロビー活動を含めた対応、法改正に対する意見提出などの機会を得ることができる。

中国や香港などアジアから流入する模倣品、或いは韓国から中国に流出する侵害品の状況を考えると、中国などの関係国とも連携を取り、模倣品や侵害対策も同時に検討することが望ましい。

7. その他の関連団体

7.1 韓国弁理士会(Korea Patent Attorneys Association)

住所： ソウル特別市瑞草区ミョンダル路 107

Tel: +82-2-3486-3486

Fax: +82-2-3486-3511

Email: kpaa@kpaa.or.kr

Website: <http://www.kpaa.or.kr/>

7. 2 韓国発明振興会(Korea Invention Promotion Association)

住所： ソウル特別市江南区テヘラン路 131 韓国知識財産センター

電話： +82-2-3459-2800

Fax : +82-2-3459-2999

Website: <http://www.kipa.org/>

7. 3 韓国弁護士協会(Korean Bar Association)

住所： ソウル特別市江南区テヘラン路 124 大韓弁協会館 18 階

電話： +82-2-3476-4000

Fax : +82-2-3476-4008

Website: <http://www.koreanbar.or.kr/>

7. 4 韓国関税士会(Korea Customs Brokers Association)

住所： ソウル特別市江南区彦州路 129 ギル 20 韓国関税士会館 6 階

電話： +82-2-547-9714

Fax : +82-2-549-7813

Website: <http://www.kcba.or.kr/>

7. 5 韓国インターネット振興院(Korea Internet & Security Agency)

住所： ソウル特別市松坡区中大路 135 IT ベンチャータワー

電話： +82-2-405-5114

Website: <http://www.kisa.or.kr/>

7. 6 情報通信産業振興院(National IT Industry Promotion Agency)

住所： 忠清北道鎮川郡徳山面伝統路 10

電話： +82-43-931-5000

Fax : +82-43-931-5129

Website: <http://www.nipa.kr/>

7. 7 韓国コンテンツ振興院(Korea Creative Content Agency)

住所： 全羅南道羅州市教育ギル 35(ピッカラムドン) 韓国コンテンツ振興院
電話： 1566-1114(韓国内からのみ)
Fax : +82-61-900-6015
Website : <http://www.kocca.kr/>

7. 8 韓国ソフトウェア著作権協会(Korea Software Property Right Council)

住所： ソウル特別市江南区驛三路 447 ソフトウェア発展センター6 階
電話： +82-2-567-2567
Fax : +82-2-567-2933
Website : <http://www.spc.or.kr/>

7. 9 韓国美術著作権管理協会(Society of Artist's Copyright of Korea)

住所： ソウル特別市麻浦区西橋洞 352-11 GNC メディアビル 5 階
電話： +82-2-325-3824
Fax : +82-2-325-2433
Website : <http://www.sack.or.kr/>

7. 10 JETRO ソウルセンター知的財産権事務所

住所： ソウル特別市鐘路区清溪川路 41 永富ビル 3 階
電話： +82-2-739-8657
Email: kos-jetroipr@jetro.go.jp
Website : <http://www.jetro-ipr.or.kr/>

